

府中市こども計画 (仮称) 素案

令和 6 年 9 月 4 日時点

府中市

はじめに

はじめに

目次

第1章 計画の策定に当たって

1-1 計画策定の背景.....	3
1-2 関連施策の動向について.....	4
1-3 計画の目的・位置づけ.....	8
1-4 計画の策定体制.....	10

第2章 府中市における現状

2-1 各種統計資料から見る現状.....	13
2-2 市民意向調査・子どもの生活実態調査から見る現状.....	24

第3章 計画の基本理念及び基本目標と施策の体系

3-1 「こども計画」の策定に当たって.....	45
3-2 基本理念及び施策推進の「4つの視点」.....	46
3-3 6つの基本目標.....	47
3-4 施策の体系.....	48

第4章 施策の展開

基本目標1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備.....	51
基本目標2 質の高い幼児期の教育・保育の提供.....	57
基本目標3 学齢期から青年期への支援.....	61
基本目標4 ひとり親家庭への支援.....	67
基本目標5 配慮が必要な子どもと家庭への支援.....	71
基本目標6 子育て家庭の経済的負担等の軽減.....	77

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

5-1 子ども・子育て支援制度の全体像及び認定基準、提供区域.....	
5-2 「量の見込み」の算出.....	
5-3 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」.....	
5-4 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」.....	

第6章 推進体制

6-1 計画の推進に向けて.....	
--------------------	--

資料編

1 府中市子ども・子育て審議会にかかる資料.....	
2 用語解説.....	

第 1 章

計画の策定に当たって

1-1 計画策定の背景

本市の子ども・子育て支援施策は、国や都の動向や法改正に伴って、必要な行動計画等を策定して進めてきました。

平成17年度～平成26年度の期間においては、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「府中市次世代育成支援行動計画」を策定し、市民全体による「次世代の育成」や「次代の地域づくり」という観点から子どもと子育て家庭への施策を推進してきました。

また、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度～令和元年度を期間とする「府中市子ども・子育て支援計画」を策定し、令和2年度からは「第2次府中市子ども・子育て支援計画」を策定して質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援施策を推進してきました。

そして、国では令和5年4月1日にこども家庭庁が創設され、合わせて「こども基本法」が施行されました。この「こども基本法」において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられました。

本市では、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」の計画期間の満了を迎えるに当たり、これまでの各施策の進捗状況等を検証しながらも、「こども基本法」に示されている趣旨や国の大綱、都の動向等を鑑み、「こどもまんなか社会」の実現につながるよう、市の子ども・子育て支援施策をさらに推進していくことを目的として、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「府中市こども計画」を策定しました。

※本計画における「こども」の表記について…

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもがそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、「こども」が、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

本計画における「こども」の表記については、次のとおり施策・事業名や法律名等で対象年齢が明確になっているものについては、「子ども」や「子ども・若者」の表記を基本とします。

- ・「こども」…こども基本法やこども大綱の基本理念に記載された乳児以上の全般を指す場合
- ・「子ども」…児童福祉法や子ども・子育て支援法で規定される18歳未満の対象者を示す場合
- ・「子ども・若者」…子ども・若者育成支援推進法に基づき、おおむね30歳までの対象者を示す場合

1-2 関連施策の動向について

(1) 国における主な動き

① こども家庭庁設立の検討経緯とこども基本法の成立・施行

令和5年4月1日に、こども家庭庁が創設され、同日に「こども基本法」が施行されました。それまでの経過は次のように要約されます。

年月日	動向
令和4年2月25日	「こども家庭庁設置法」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」閣議決定・国会提出
4月4日	「こども基本法案」国会提出
6月15日	「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」成立
令和5年4月1日	こども家庭庁の創設、「こども基本法」施行

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としており、以下の項目を基本理念として掲げています。

- 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

②「こども大綱」の策定

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国は、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とするとされています。

また、こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとなっています。

- ①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

③少子化対策・居場所づくり等の推進

令和5年12月22日には、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し、「こども未来戦略」が策定されました。「こども未来戦略」には、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」ことが戦略の基本理念として掲げられています。

同日に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」においては、地方公共団体は、こども基本法や本ビジョンを踏まえ、関係機関の相互連携を図りながら、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を支える施策を進める重要な役割が求められているとされました。

また、「こどもの居場所づくりに関する指針」では、「こどもの居場所づくりについても都道府県や市町村のこども計画に位置付け、計画的に推進していくことが求められる。」とされ、こども計画にこどもの居場所に関する方針や施策を位置付け、地域の実情に応じて推進していくことが期待されています。

④児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の成立

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う子ども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和4年6月8日に成立し、令和6年4月1日に施行されました。

この法律により、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業が新設され、これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施することとされました。

⑤こどもまんなか実行計画の決定

令和6年5月31日には、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」がこども政策推進会議において決定されました。「こどもまんなか実行計画2024」においては、国における新規・拡充施策などの重要施策を中心に、令和6～10年度にどのように取り組んでいくかに関する「工程表」が示され、また、施策の進捗指標状況を検証するための指標が取りまとめられました。

なお、「こどもまんなか実行計画」は、今後毎年改定することとされており、継続的に施策の点検と見直しを図っていくものとされています。

⑥こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン

こども基本法においては、国や地方自治体がこども施策にこども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。

国で令和4年度に実施した「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究」や令和5年度に実施した「多様なこども・若者の意見反映プロセスの在り方及びこどもの意見反映に関する行政職員の理解・実践に向けたガイドライン作成のための調査研究」を踏まえ、こども・若者の意見を聴き政策に反映することについて、実践していく際の留意点や工夫、事例等を記載した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」が令和6年3月にこども家庭庁から発出されました。

(2) これまでの本市の子ども・子育て支援施策の動向

本計画の策定以前、これまで本市においては下記のように子ども・子育て支援施策を推進してきました。

「府中市子育て支援推進計画」(平成10年度～平成14年度)

平成6年に国が策定した「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)や平成9年度に東京都が策定した「子どもが輝くまち東京プラン」を受けて、子どもの成長と子育てへの支援に関する施策を総合的に推進するため、平成10年度から平成14年度を計画期間とする「府中市子育て支援推進計画ーひとみ輝け！府中子どもプランー」を策定しました。

「府中市福祉計画(子育て支援分野)」(平成15年度～平成20年度)

平成11年に国が策定した「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)を受けて、平成15年度から平成20年度を計画期間とした「府中市福祉計画(子育て支援分野)」を策定しました。

「府中市次世代育成支援行動計画」(平成17年度～平成26年度)

平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「府中市次世代育成支援行動計画」を、市民全体による「次世代の育成」や「次代の地域づくり」という観点から、子どもと子育て家庭への支援を市民と協働したまちづくりの推進を図るために策定しました。

「府中市子ども・子育て支援計画」(平成27年度～令和元年度)

平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づく市町村事業計画を含む計画として、平成27年度から5年間における①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指して策定しました。

「府中市子どもの未来応援基本方針」(令和元年度)

平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されたことから、本市においても子どもたちが家庭環境によらず未来に向かって前向きに挑戦することができるよう、施策を総合的に推進するため、各種計画を推進する上での方向性を示す方針を策定しました。

「第2次府中市子ども・子育て支援計画」(令和2年度～令和6年度)

上記の平成27年度～令和元年度を期間とする「府中市子ども・子育て支援計画」(第1次計画)の期間中に、子ども・子育て支援法が改正されたほか、平成29年6月に子育て安心プランが発表され、「待機児童の解消」「女性の就業率の向上(M字カーブの解消)」「保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保」「保護者への寄り添う支援の普及促進」「幼児教育の無償化」といった方向性が打ち出されました。第1次計画の進捗状況等を検証するとともに、国や都の指針や動向を踏まえて、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第2次府中市子ども・子育て支援計画」を策定しました。

1-3 計画の目的・位置づけ

(1) 計画の目的・法的根拠

こども基本法の第5条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、第10条では、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

本市では、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」において、基本理念を「次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にするとともに、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先します」と設定し、子ども・子育て支援施策の推進を図ってきましたが、この理念はこども基本法に示された内容・趣旨と合致するものであることから、本市においても、これまで本市で実施してきた子ども・子育て支援施策をさらに推進していくことを目的とし、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」を見直し・更新する形で、「こども計画」を策定します。

なお、こども大綱を勘案して作成する市町村こども計画には、「少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」、「子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項」の内容を盛り込むことが求められています。このほか、こども計画は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」など、既存の各法令に基づく子ども施策に関連する計画と一体のものとして作成することができるとされています。

(2) 計画の位置づけ、他計画との関連・整合

本市の最上位計画として第7次府中市総合計画（令和4年度～令和11年度）が策定されており、総合的かつ計画的なまちづくりの指針が定められています。本計画は、この「第7次府中市総合計画」を上位計画とした子ども・子育て支援施策等に関する行政分野計画として、こども基本法第10条に基づいた市町村こども計画として策定されるものです。

また「府中市こども計画」に包括する計画は次のとおりです。このほか、府中市福祉計画（令和3年度～令和8年度）等の福祉分野や、府中市教育委員会において策定している第3次府中市学校教育プラン（令和4年度～令和11年度）等の子ども・子育て支援施策に関わる様々な関連計画と連携・整合性をとるものとします。

第7次府中市総合計画	
	▼根拠となる法律や大綱等
府中市こども計画	こども基本法、こども大綱
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
市町村行動計画（次世代育成支援対策に関する計画）	次世代育成支援対策推進法
市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）	児童福祉法
自立促進計画（母子家庭等の自立促進に関する計画）	母子及び父子並びに寡婦福祉法
市町村行動計画	新・放課後子ども総合プラン
母子保健計画	母子保健法
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
少子化社会対策	少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱
成育医療等基本方針に基づく計画	成育基本法

(3) 計画期間

こども基本法において、市町村こども計画の計画期間に定めがあるわけではありませんが、上述の通り、市町村子ども・子育て支援事業計画を包括し、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」を見直し・更新する形で策定する計画であること、また、国がこども大綱について令和10年度に見直し・更新を行う予定であることを踏まえ、本計画は「令和7年度～11年度」の5年間を計画期間とします。

1-4 計画の策定体制

(1) 府中市子ども・子育て審議会

本計画は、「府中市子ども・子育て審議会」において、本市の諮問に基づく審議会の答申を踏まえて策定しました。(審議経過等については「資料編」参照)

(2) 市民意向調査・子どもの生活実態調査

本計画を策定するため、子どもや保護者を取りまく子育ての課題を抽出し、市民の子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握することを目的として、「子ども・子育て支援に関する市民意向調査」を実施しました。また、子ども自身の生活状況や意識等の実態を把握することを目的として、市内の小学生・中学生とその保護者を対象とした「子どもの生活実態調査」を実施しました。

加えて、子どもや子育て当事者に関わりのある学校関係者や福祉関係機関・団体等の9つの機関・団体等を対象としたヒアリング調査を実施しました。

調査の種類		対象	配布数	回答数
子ども・子育て支援に関する市民意向調査 (アンケート調査)	就学前児童(保護者)調査	0～5歳児の保護者	3,000	1,694
	小学生(保護者)調査	6～11歳児(小学1年生～6年生)の保護者	2,000	1,155
	ひとり親家庭調査	ひとり親家庭の方(保護者)	500	253
	子ども・若者調査	16～34歳の方(本人)	1,000	272
子どもの生活実態調査 (アンケート調査)	小中学生保護者調査	小学5年生・中学2年生の保護者	4,700	2,035
	小学5年生調査	小学5年生(本人)	2,296	1,035
	中学2年生調査	中学2年生(本人)	2,404	889
ヒアリング調査		学校関係者、福祉関係機関・団体等	9機関・団体	

(3) パブリック・コメント手続き

計画(案)に対して、幅広く市民から意見をいただくために、令和6年11月から令和6年12月までパブリック・コメントを実施しました。いただいた意見については、本市の公式ホームページ等により公表しました。

第2章

府中市における現状

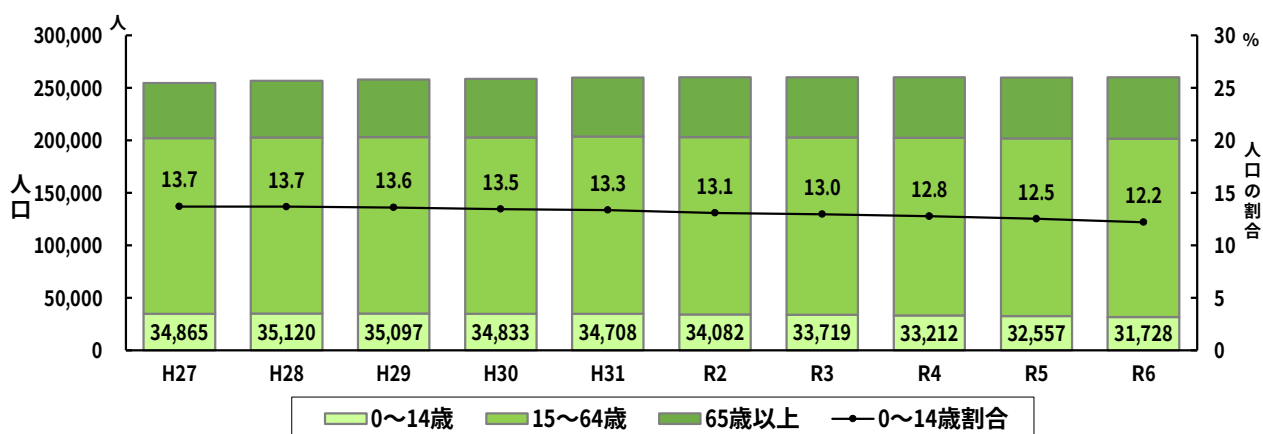
2-1 各種統計資料から見る現状

(1) 人口及び世帯

①人口

市全体の人口は近年ほぼ横ばいで推移しており、令和6年1月1日現在の住民基本台帳では260,078人となっています。

ただし、年少人口(0～14歳人口)は減少傾向にあり、令和6年1月1日現在の人口数は31,728人、全人口に占める割合は12.2%となっています。



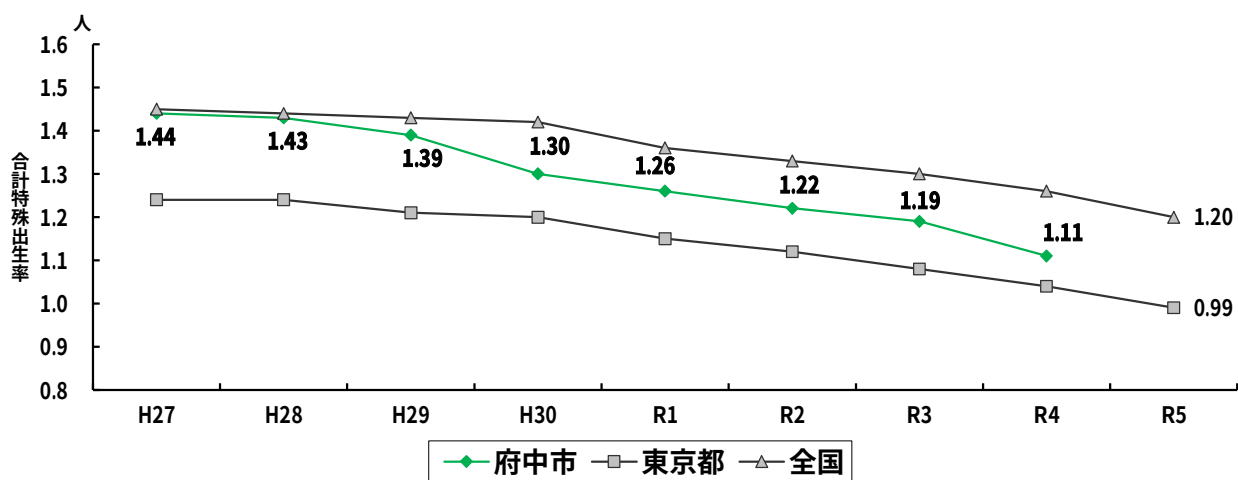
出典：住民基本台帳（各年1月1日現在）

②出生率・出生数

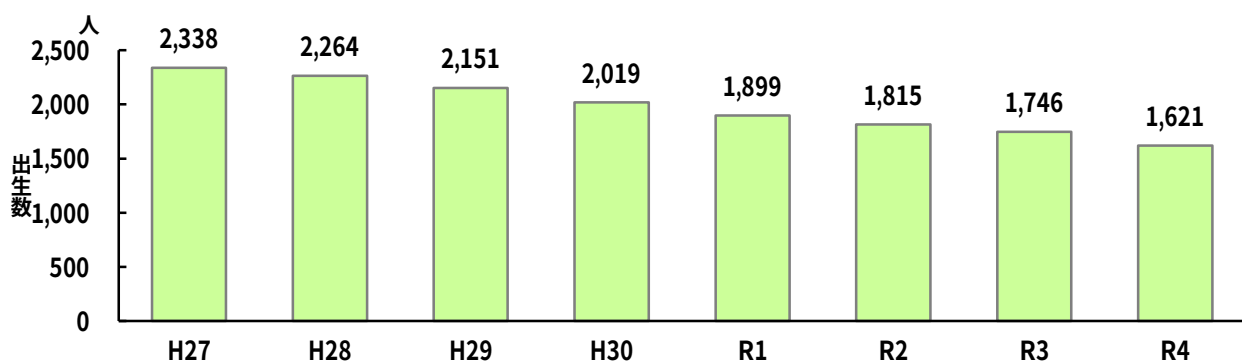
年少人口（0～14歳人口）の減少の背景には、出生率・出生数が近年急激に低下しているということがあります。

合計特殊出生率（女性が一生の間に持つであろう平均的な子どもの数を意味する指標）は、本市では令和4年のデータで1.11となっています。全国的にも低下傾向にあり、令和5年には東京都全体として初めて1.00を下回る水準となりました。

出生数としても減少傾向が続いており、本市において令和4年のデータでは1,621人となっています。平成27年のデータと比較すると、この間において出生数は約700人の減少、減少率は30%以上となっています。



出典：府中市及び東京都：東京都福祉保健局（人口動態統計）、全国：厚生労働省（人口動態統計）※令和5年は概数のデータ

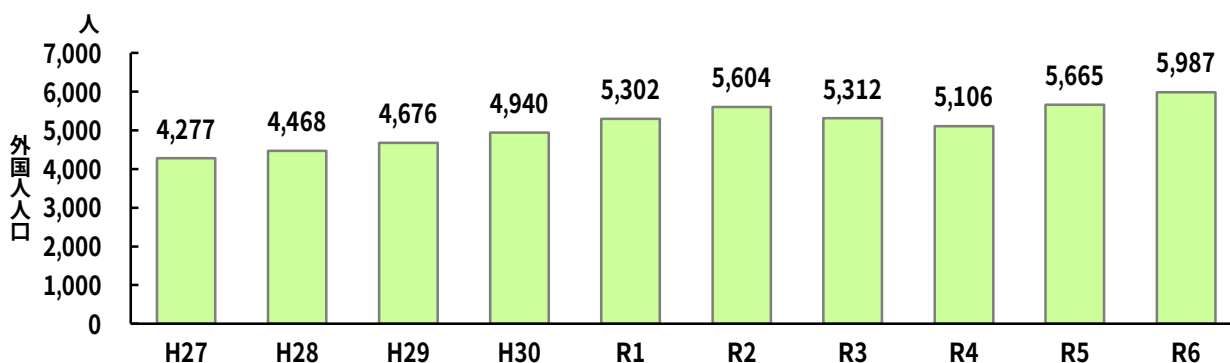


出典：府中市統計書

③外国人人口

外国人人口は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年・令和4年には減少しましたが、近年再度増加傾向になっており、令和6年には5,987人となっています。

なお、近年の傾向として、フィリピン、ベトナム、インドネシアの方などが増えています。

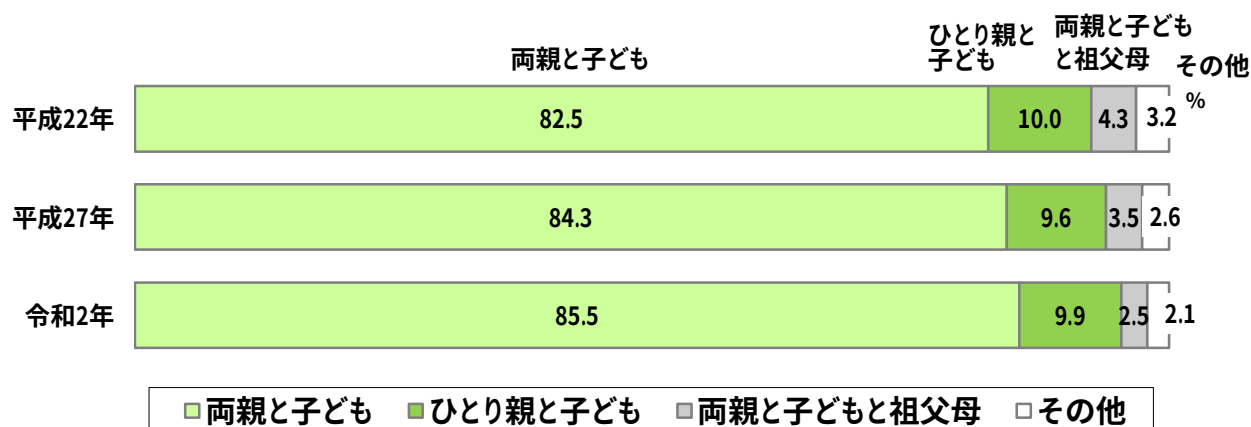


出典：府中市統計書（各年1月1日現在）

④世帯の構造

18歳未満の子どもがいる世帯の世帯構造は、「両親と子どもと祖父母」といった3世代世帯の割合は継続的に減少傾向にあり、「両親と子ども」及び「ひとり親と子ども」といった核家族世帯が大半を占めています。

ひとり親世帯の割合は全体の約1割であり、令和2年においては9.9%、世帯数としては2,386世帯となっています。



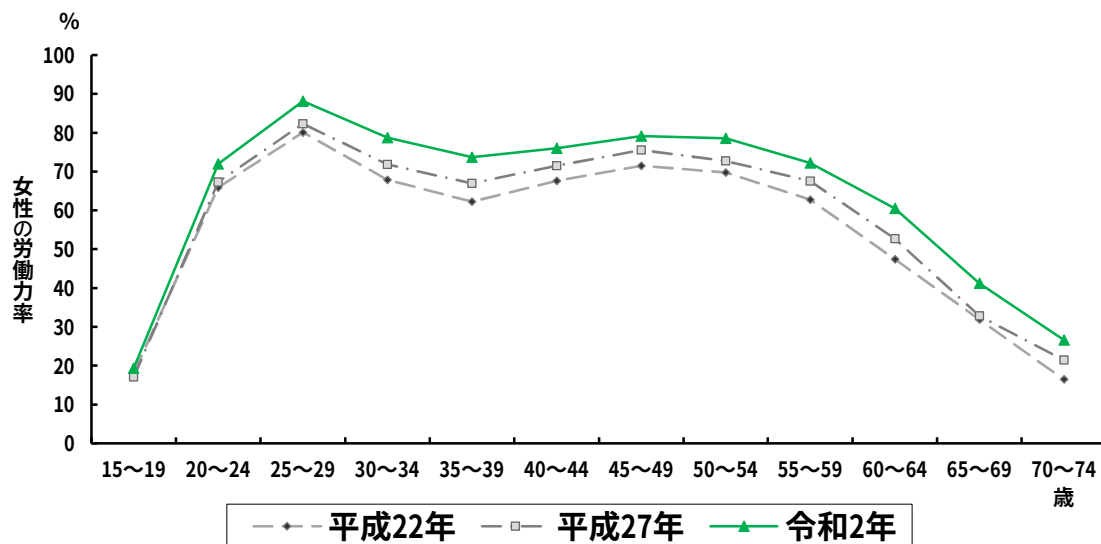
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 女性の就労状況、婚姻の状況

①女性の労働力率

女性の年齢別労働力率は、30歳代を中心に結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する「M字型曲線」を描く形になっています。

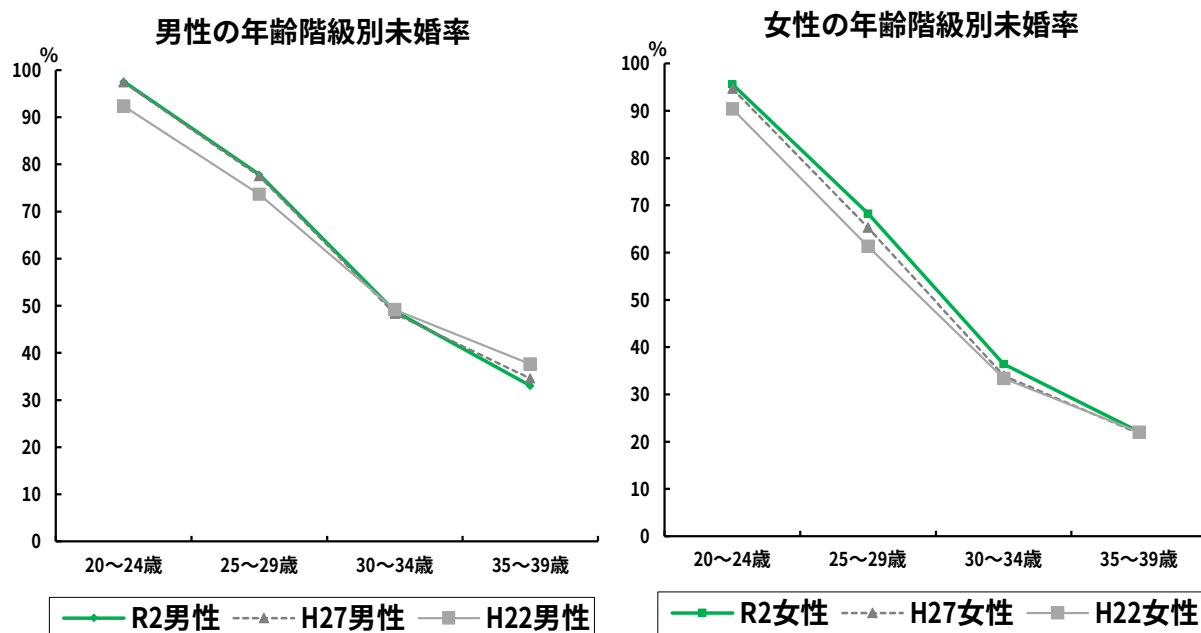
ただし、近年各年齢別の労働力率が全体として高まっており、グラフの形状としても次第に台形の形に近づいている状況にあることがうかがえます。



出典:国勢調査(各年10月1日現在)

②男女の未婚率

男性・女性ともに、近年より低い年齢階級において未婚率が高まっている傾向にあります。

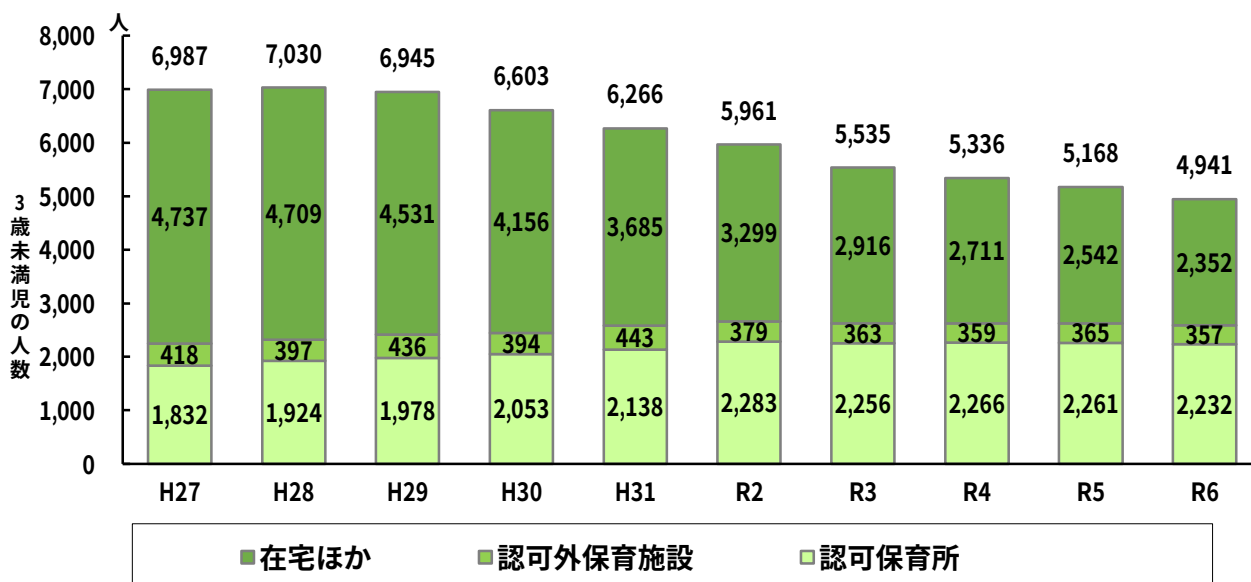


出典:国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 幼児期の教育・保育の状況

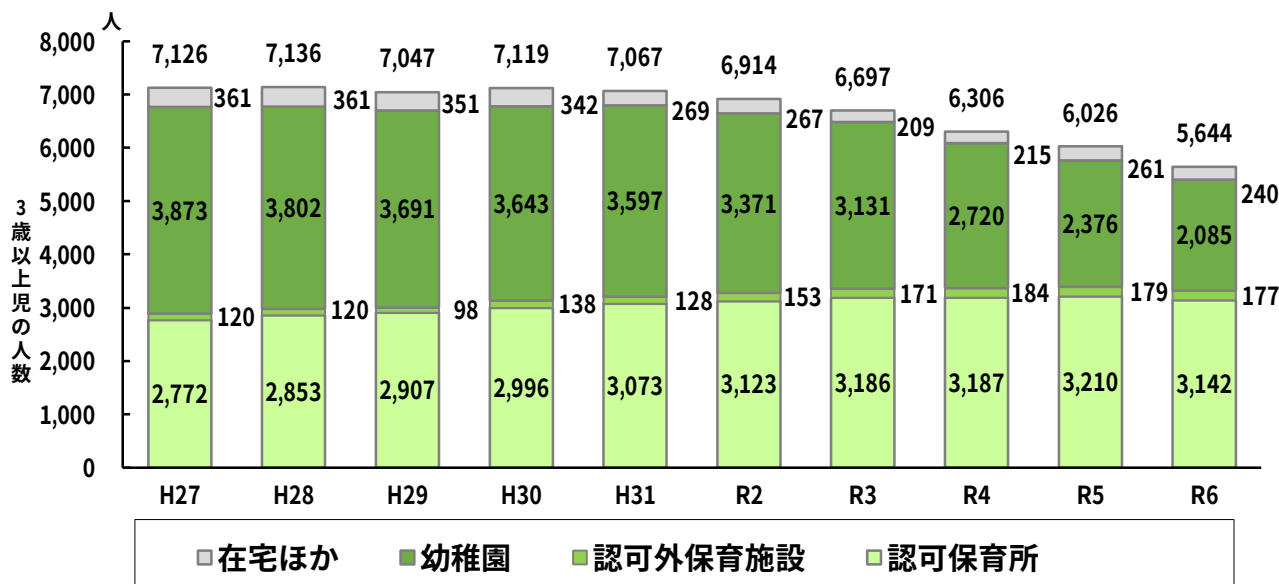
①通園等の状況

令和6年度現在、3歳未満児は約5割が在宅で過ごしています。在宅で過ごす子どもの割合は減少傾向にあり、令和5年度以降は認可保育所・認可外保育施設で過ごす子どもの割合の方が高くなっています。



出典：府中市調べ（各年4月1日現在）

3歳以上児は、令和6年度において約4割が幼稚園、約6割が認可保育所で過ごしています。幼稚園で過ごす子どもの割合は減少傾向にあり、令和3年度以降は認可保育所で過ごす子どもの割合の方が高くなっています。



出典：府中市調べ（保育所は各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在）

②保育所の状況

本市では令和3年度まで認可保育所数・定員数を増やしてきました。令和6年度現在、認可保育所の市施設数は56、定員数は5,593人となっています。また、認証保育所については、令和6年度現在、施設数は17、定員数は601人となっています。

認可保育所	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市立保育所施設数	16	15	15	14	14	13	13	12	11	11
私立保育所施設数	26	30	32	36	39	43	45	45	45	45
計	42	45	47	50	53	56	58	57	56	56

出典：府中市調べ（各年4月1日現在）

認可保育所		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
0～2 歳児	定員数	1,807	1,905	1,957	2,031	2,130	2,279	2,319	2,312	2,299	2,274
	入所人員数	1,832	1,924	1,978	2,053	2,138	2,283	2,256	2,266	2,261	2,232
3～5 歳児	定員数	2,743	2,892	2,987	3,115	3,223	3,385	3,451	3,452	3,395	3,319
	入所人員数	2,772	2,853	2,907	2,996	3,073	3,123	3,186	3,187	3,210	3,142
計	定員数	4,550	4,797	4,944	5,146	5,353	5,664	5,770	5,764	5,694	5,593
	入所人員数	4,604	4,777	4,885	5,049	5,211	5,406	5,442	5,453	5,471	5,374

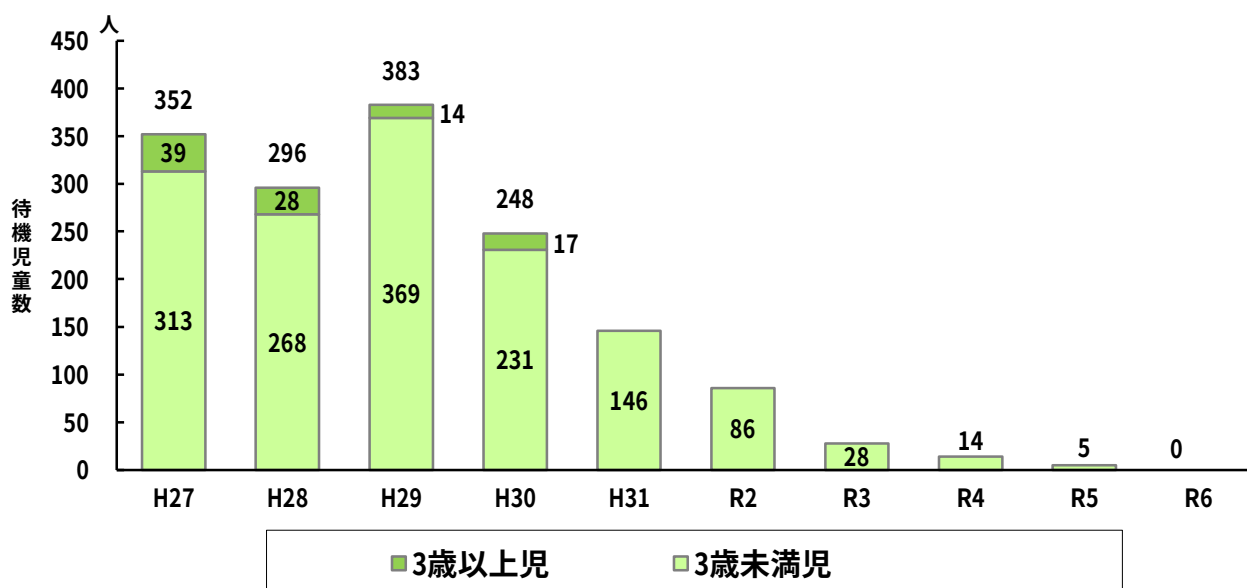
出典：府中市調べ（各年4月1日現在）

認証保育所	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設数	16	16	16	16	17	17	17	17	17	17
定員数	555	555	558	552	588	585	585	585	585	601

出典：府中市調べ（各年4月1日現在）

保育所待機児童数は、平成29年度の383人をピークに減少傾向にあります。

平成31年度以降の3歳以上児の待機児童数は0人となっています。3歳未満児に関しても、令和6年度において待機児童数は0人となっています。



出典：府中市調べ（各年4月1日現在）

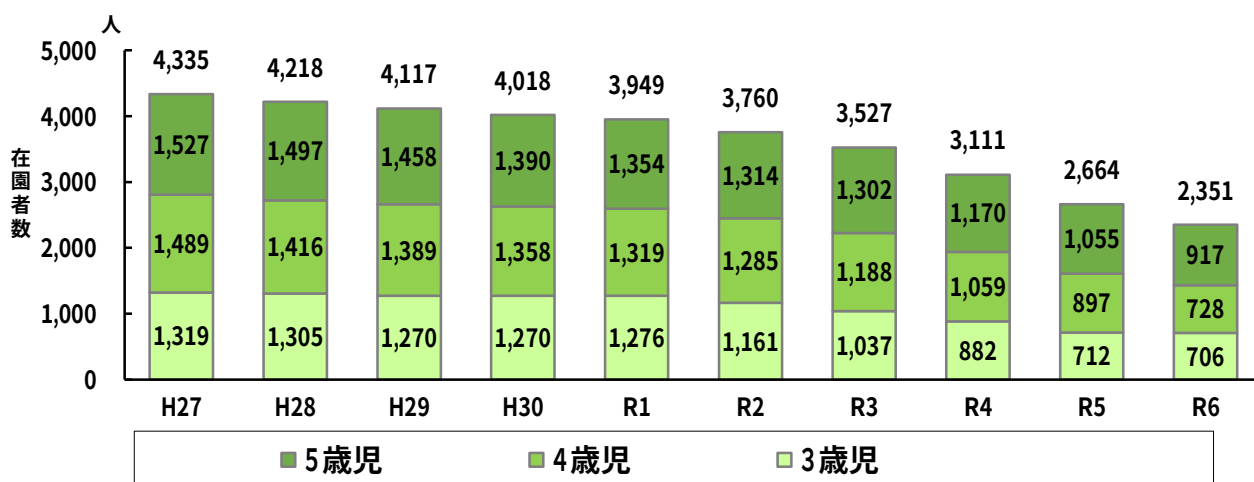
③幼稚園の状況

令和6年5月現在、幼稚園は市内に16園あり、いずれも私立の幼稚園となっています。

また、令和6年5月現在の在園者数は 2,351 人となっており、近年においては減少しながら推移しています。

幼稚園	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市立幼稚園施設数	3	3	3	3	2	2	1	1	0	0
私立幼稚園施設数	17	17	17	17	17	17	17	17	17	16
計	20	20	20	20	19	19	18	18	17	16

出典：府中市調べ（各年5月1日現在）



出典：府中市調べ（各年5月1日現在）

(4) 子どもを取り巻く課題の状況

①児童虐待等の状況

市の総合相談事業における新規相談受理件数は年々増加しています。相談の内訳をみると、実数・割合共に養育困難が最も多く、次いで児童虐待、育児相談となっています。それぞれ、新規相談の件数が近年増加しています。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童虐待	233	198	184	281	376	401	487	389	503
養育困難	257	324	351	458	548	985	1,087	1,004	931
育児相談	200	248	176	190	142	131	88	110	95
育成	84	77	67	74	62	56	58	61	69
不登校	15	23	19	26	12	9	4	18	15
障害等	12	15	18	14	8	19	4	14	13
保健相談	70	66	107	68	43	32	21	19	8
非行等	3	2	1	3	3	3	1	1	1
その他	109	41	52	57	53	31	22	30	33
計	983	994	975	1,171	1,247	1,667	1,772	1,646	1,668

出典：府中市調べ

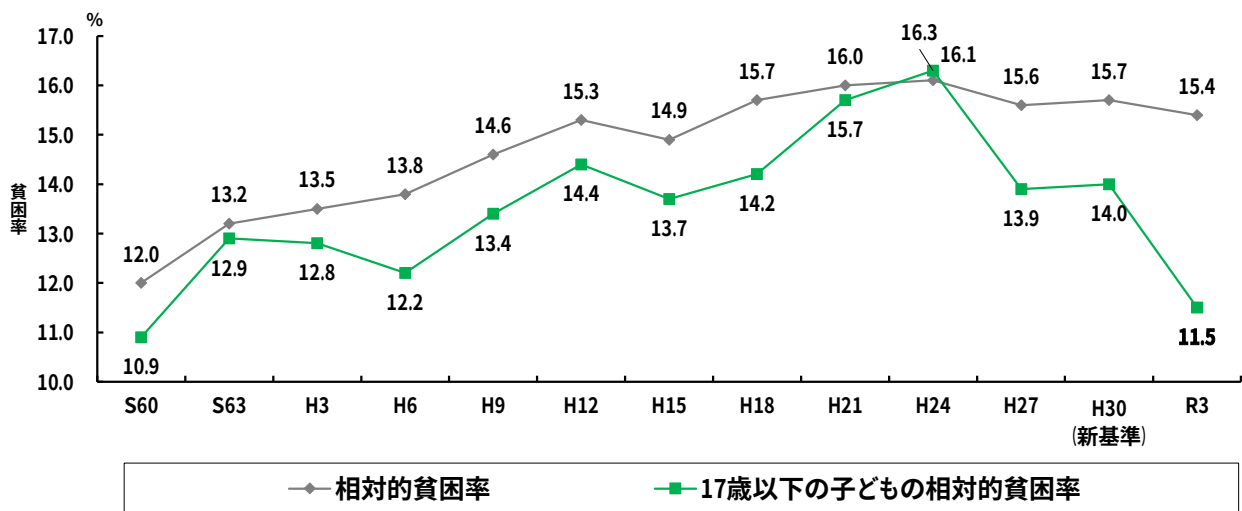
②子育て家庭の生活の状況

全国の「子どもの貧困率」（17歳以下の子どもの相対的貧困率）の貧困率は、令和3年時点で11.5%となっています。近年、全国的には子どもの貧困率は低下傾向にあります。

本市では、子どもの生活実態調査のデータをもとに、経済的に困難を抱える家庭の割合（「生活困難層」に該当する割合）と、養育に困難を抱える家庭の割合（「養育困難層」に該当する割合）を算出しています。

令和5年度に行った調査の結果、「生活困難層」に該当する割合は11.5%、「養育困難層」に該当する割合は18.8%でした。いずれも、ひとり親世帯では該当する世帯の割合が3割以上となっています。

また、「養育困難層」と「生活困難層」との重なり状況を把握すると、約4分の1の家庭が養育困難層・生活困難層のいずれかに該当しており、ともに該当する家庭は約4%となっています。なお、これらの結果については、平成30年度に行った調査結果と比べて、大きな違いはありませんでした。



資料：国民生活基礎調査

＜「生活困難層」に該当する割合＞

	小・中学生 合計	小学生 (5年生)	中学生 (2年生)	ひとり親世帯 (小・中学生合計)
生活困難層	11.5%	11.8%	11.3%	32.5%
困窮層	3.1%	3.6%	2.6%	12.0%
周辺層	8.4%	8.2%	8.8%	20.5%
一般層	88.5%	88.2%	88.7%	67.5%

資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

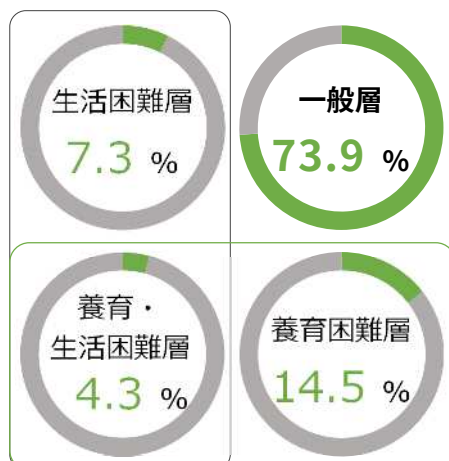
＜「養育困難層」に該当する割合＞

	小・中学生 合計	小学生 (5年生)	中学生 (2年生)	ひとり親世帯 (小・中学生合計)
養育困難層	18.8%	19.0%	18.8%	33.7%
困窮層	3.1%	3.9%	2.2%	9.6%
周辺層	15.7%	15.0%	16.6%	24.1%
一般層	81.2%	81.0%	81.2%	66.3%

資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

＜困難の重なりによる4類型＞

生活困難層に該当 (計 11.5%)



◀ 養育困難層に

該当

(計 18.8%)

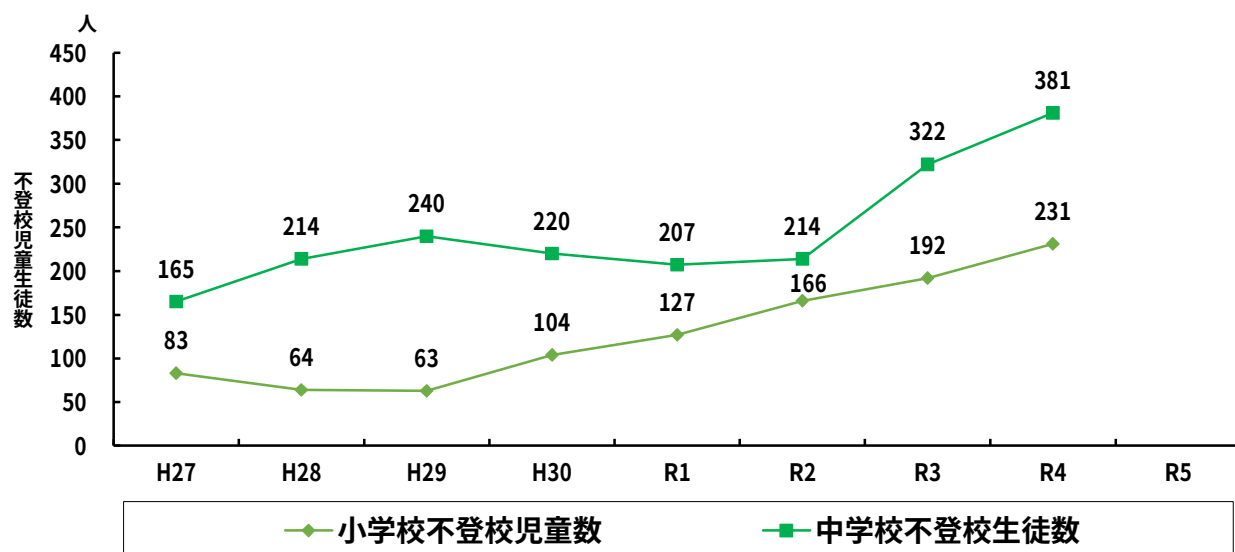
資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査

子どもの生活実態調査 調査報告書

※割合の表記は小数点以下第二位で四捨五入したもの

③不登校に関する状況

本市において、近年不登校の児童生徒数は増加傾向にあります。令和4年度の小学校不登校児童数は231人、中学校不登校生徒数は381人となっています。



出典：府中市教育委員会調べ

④障害児に関する状況

18歳未満の手帳所持者数について、身体障害者手帳は約200人、愛の手帳は約600人となっています。

また、障害児通所給付費の給付対象の実人数については、児童発達支援や放課後等デイサービスに関する給付について近年増加傾向にあります。

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
身体障害者手帳	245	240	239	262	238	237	229	219	220	221
愛の手帳	548	551	559	584	582	583	574	570	606	626

出典：府中市調べ（各年3月31日現在）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	123	158	231	289	320	421	379	366	415
医療型 児童発達支援	28	25	62	28	31	31	25	24	24
放課後等 デイサービス	352	337	494	557	604	631	666	682	774
居宅訪問型 児童発達支援	—	—	—	0	0	0	1	1	1
保育所等 訪問支援	—	1	0	1	5	11	18	35	59

出典：府中市調べ（各年度決算値）

⑤ヤングケアラーに関する状況

全国的に、「ヤングケアラー」（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）のことが課題となっています。

令和2年度・令和3年度に厚生労働省の事業で実施された全国調査の結果において、世話をしている家族が「いる」と回答された割合は、小学生では 6.5%、中学生では 5.7%、高校生では 4.1% となっています。

本市においては令和5年度に小学5年生から高校3年生相当の子どもに実施した、「府中市ヤングケアラー実態調査」で回答のあった児童生徒 7,825 人のうち「ヤングケアラーと思われる子ども」は、5.4%（約426人）、その中で家族の世話により「何らかの影響が出ており、支援を急がれる子ども」は1.7%（約131人）と、推定されています。

2-2 市民意向調査・子どもの生活実態調査から見る現状

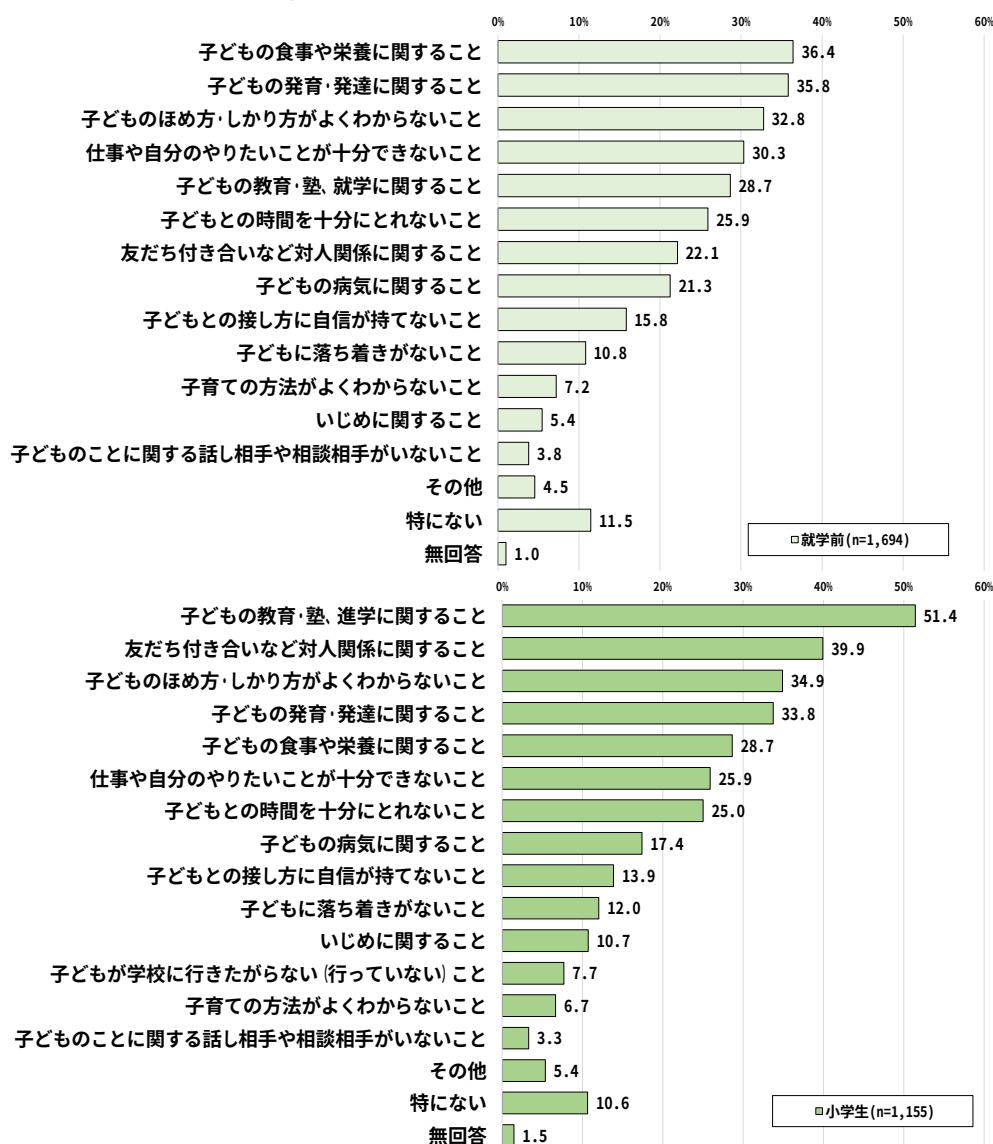
(1) 子育てに関する不安や悩み、ニーズ等

①子育てに関する不安や悩み

就学前(保護者)調査で、「子育ての中で、日ごろ悩んでいること、または気になることはどのようなことですか」と尋ねた設問について、「子どもの食事や栄養に関すること」の回答割合が最も高く、次いで「子どもの発育・発達に関すること」や「子どものほめ方・しかり方がよくわからないこと」の割合が高くなっています。小学生(保護者)調査での同様の設問については、「子どもの教育・塾、進学に関すること」の回答割合が最も高く、次いで「友だち付き合いなど対人関係に関すること」の回答割合が高くなっています。

また、就学前(保護者)調査で、「お子さんの子育てに関して、親族や身近な友人・知人以外で、気軽に相談できる先はどこ(誰)ですか」と尋ねた設問について、「相談できる相手はいない」の回答割合は18.3%でした。

<子育ての中で日ごろ悩んでいること>



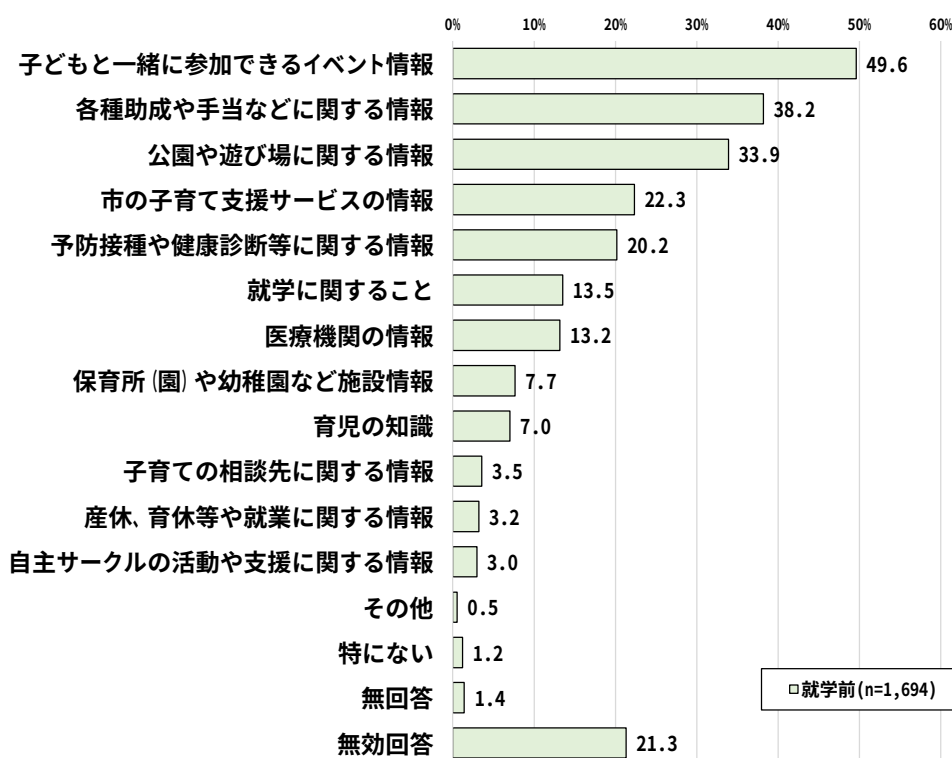
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

②子育てに関する情報入手に関するニーズ

就学前(保護者)調査で、「子育て情報として欲しいものはどのようなものですか」と尋ねた設問について、「子どもと一緒に参加できるイベント情報」の回答割合が49.6%と最も高く、次いで「各種助成や手当などに関する情報」が38.2%、「公園や遊び場に関する情報」が33.9%となっています。小学生(保護者)調査での同様の設問については、「各種助成や手当などに関する情報」の回答割合が48.1%と最も高く、次いで「子どもと一緒に参加できるイベント情報」が37.7%、「進学に関する情報」が33.5%となっています。

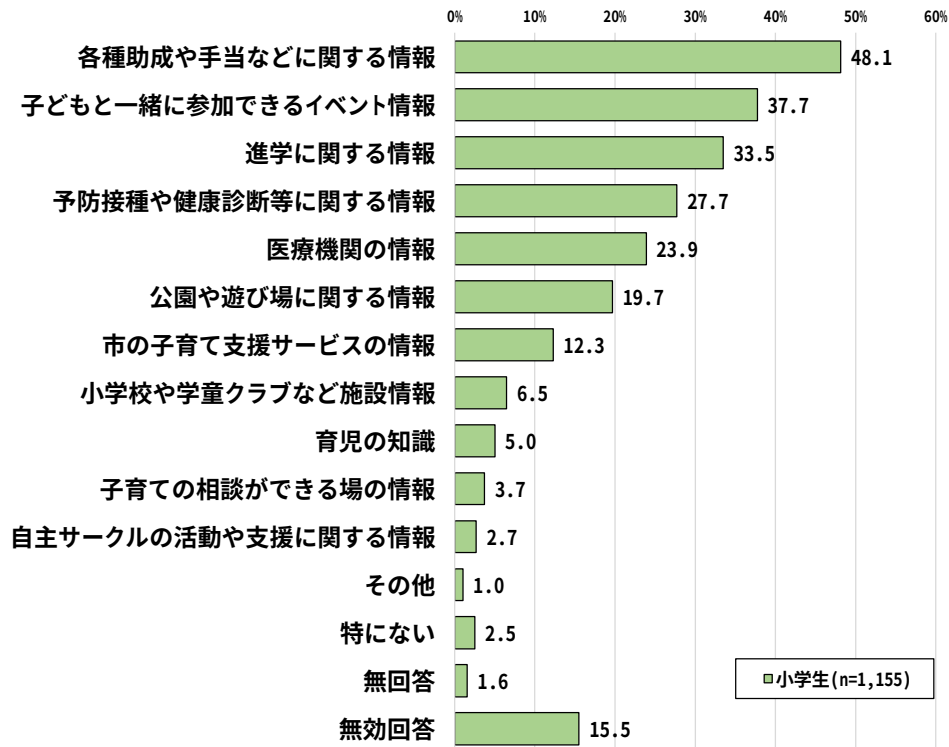
また、小中学生保護者調査において、「あなたは、子どもに関する施策等の情報を、今後、どのような方法で入手したいですか」と尋ねた設問については、「広報ふちゅう」の回答が最も高く、このほか、「ツイッターや府中市メール配信サービス」、「学校からのお便り(紙のもの)」、「学校からのメール」がそれぞれ約4割となっています。5年前の調査結果と比較すると、「ツイッターや府中市メール配信サービス」や「学校からのメール」の回答割合は、今回の調査結果のほうがそれぞれ10ポイント以上高くなっています。

＜子育て情報として欲しいもの(就学前(保護者)調査)＞



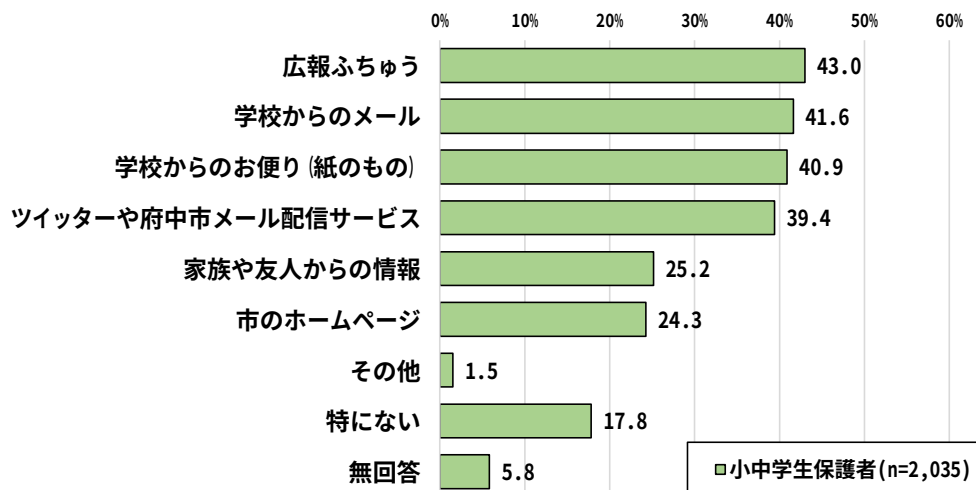
資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

＜子育て情報として欲しいもの小学生（保護者）調査＞



資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

＜子どもに関する施策等の情報の入手方法（希望）＞

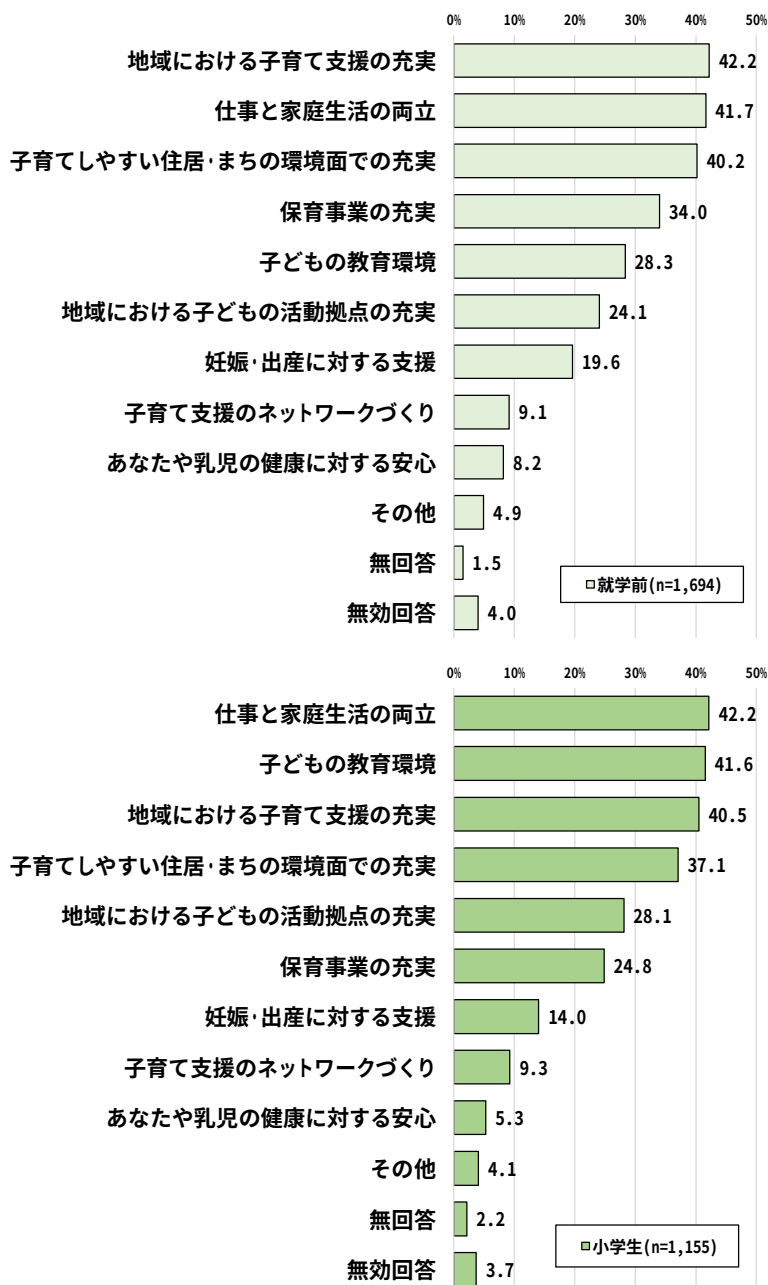


資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

③子育てに関する支援ニーズ

就学前(保護者)調査で、「子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思いますか」と尋ねた設問については、「地域における子育て支援の充実」の回答割合が最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立」や「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が高くなっています。小学生(保護者)調査での同様の設問については、「仕事と家庭生活の両立」の回答割合が最も高く、次いで「子どもの教育環境」や「地域における子育て支援の充実」が高くなっています。

<有効と考える支援・対策>



資料:府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

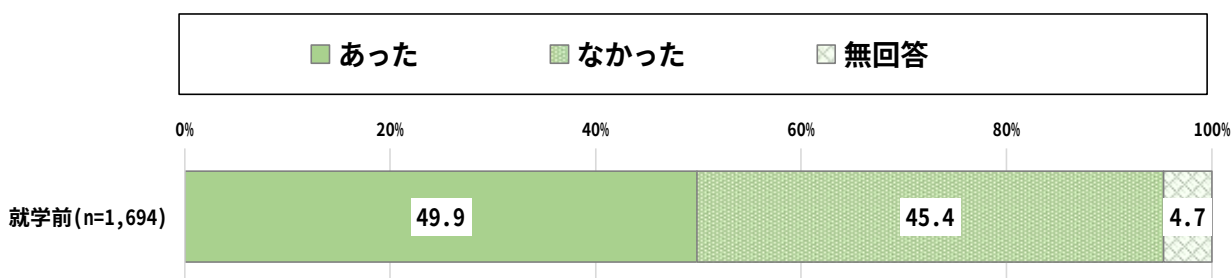
④産前・産後のサポートについて

就学前（保護者）調査で、「お子さんを出産した前後に、マタニティブルーまたは産後うつなど、つらい時期はありましたか」と尋ねた設問については、「あった」の回答割合が約半数となっています。

「出産前後の体調不良時などに利用できる、産前産後家事・育児支援事業を利用したことがありますか」と尋ねた設問について、「利用している」と「利用したことがある」の回答割合は合わせて11.9%でした。

「産前産後家事・育児支援事業を今後、利用したいと思いますか」と尋ねた設問については、「今後、利用したい」の回答割合が43.9%となっています。

＜マタニティブルーや産後うつの経験の有無＞



資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

⑤学齢期での子ども・子育ての悩みごと、困りごと等

小中学生保護者調査において、「あなたが今、困っていることや悩みごと、市への要望等がありましたら、ご自由にお書きください。」と尋ねた設問について、家庭・子ども関連を分類したところ、「経済的な不安」が最も高くなっており、次いで「不登校・引きこもり」が高くなっています。

分類	件数
経済的な不安	75
不登校・引きこもり	43
多子世帯	24
子どもの発達、特性、疾病・障がい	16
親子関係の時間・距離感・関係性	16
家族の疾病・障がい、看護・看病	13
学習・学力に関する不安	12
子どもの生活習慣	12
いじめ、友だちや他の子どもとの関係	12
子どもの進学・将来に関する不安	10
ひとり親	9
その他の家庭の課題・事情	19

資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

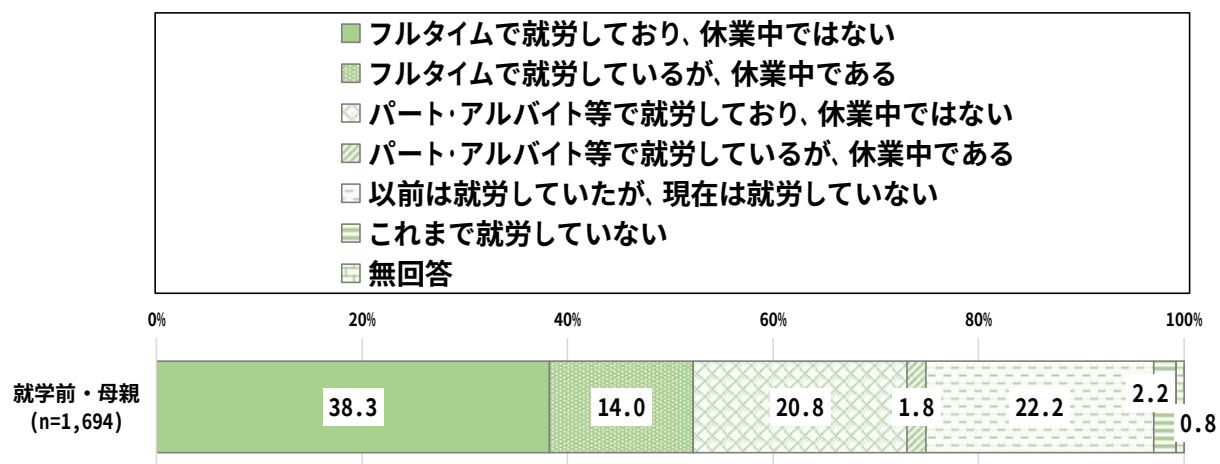
(2) 教育・保育に対するニーズの変化、子育て環境の変化

①保護者の就労状況の変化

就学前（保護者）調査での保護者の就労の状況について、母親は「フルタイムで就労しており、休業中ではない」の回答割合が最も高くなっています。5年前の調査結果と比較すると、今回の調査結果のほうが就労している方の割合が10ポイント以上高くなっています。

子どもの年齢別の集計では、母親について「フルタイムで就労しており、休業中ではない」または「フルタイムで就労しているが、休業中である」の回答割合は、子どもが「0歳児」の場合には65.0%、「1歳児」の場合には59.9%、「2歳児」の場合には54.5%となっています。

＜母親の就労の有無と休業（産休・育休など）の状況＞



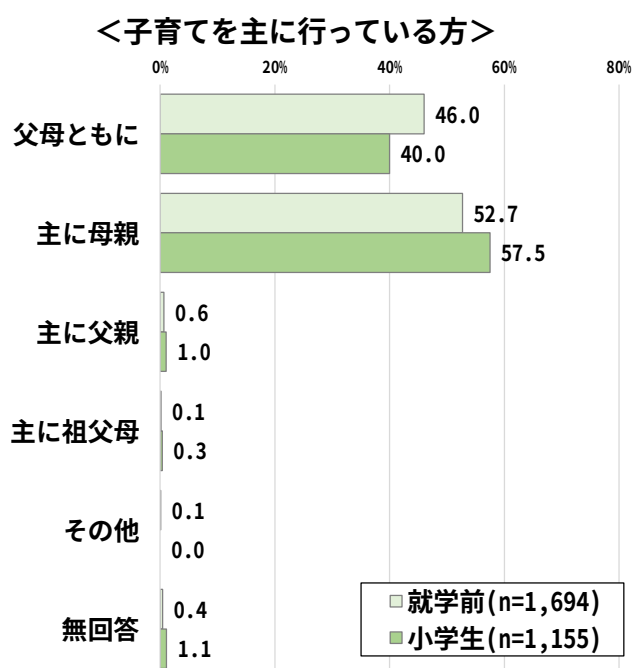
資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

②家事・育児に関する父母の関わり方の変化

就学前（保護者）調査において、「お子さんの子育てを主に行っているのはどなたですか」と尋ねた設問については、「主に母親」の回答割合が最も高くなっていますが、5年前の調査結果と比較すると、「父母ともに」の回答割合は今回の調査結果のほうが10ポイント以上高くなっています。

小学生（保護者）調査での同様の設問については、5年前の調査結果と比較すると、「父母ともに」の回答割合は今回の調査結果のほうが5ポイント以上高くなっています。

なお、男性の働き方に関して、5年前の調査結果と比較すると、1日あたりの就労時間が短くなっている傾向にあり、普段家を出る時間はより遅い時間帯に、家に帰る時間はより早い時間帯になっているという変化もみられています。



資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

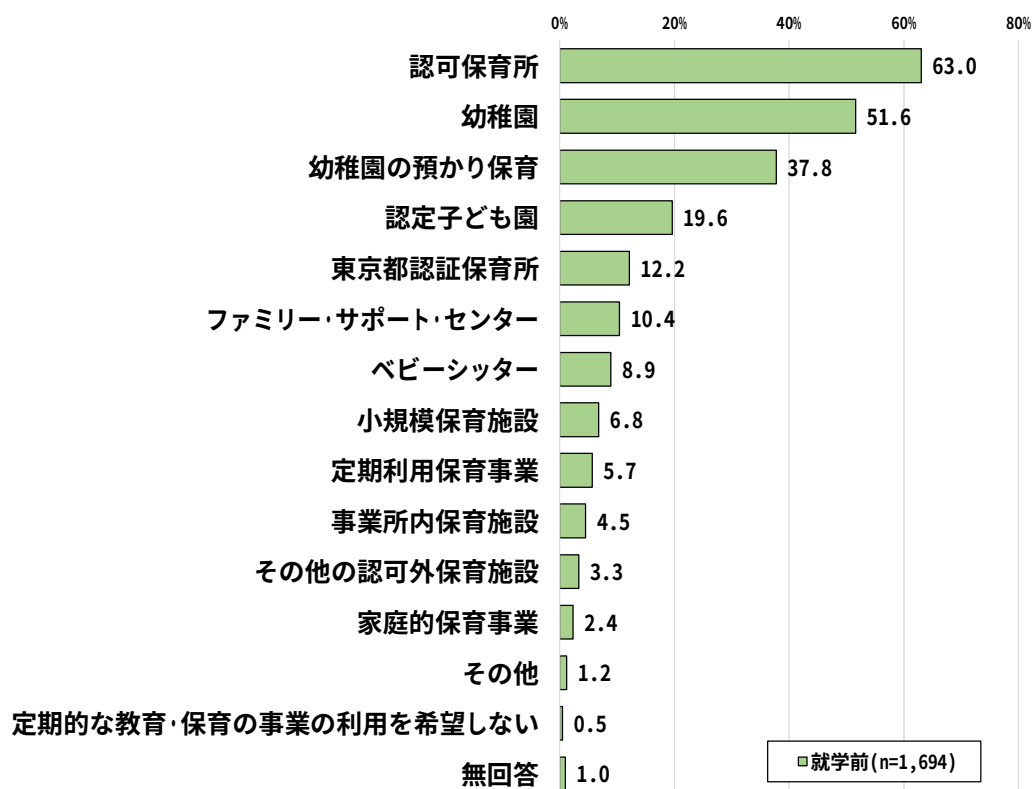
③平日の教育・保育事業として定期的に利用したいと考える事業

定期的な教育・保育の利用について、現在利用している方の割合は、子どもが「0歳児」の場合には32.6%、「1歳児」の場合には70.8%、「2歳児」の場合には85.4%となっています。

現在利用していない方も含め、利用したいと考える事業としては、「認可保育所」の回答割合が63.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の回答割合が51.6%となっています。5年前の調査結果と比較すると、「認可保育所」の回答割合は今回の調査結果のほうが10ポイント以上高くなっています。

利用したいと考える事業について子どもの年齢別の集計では、子どもが「0歳児」の場合、「認可保育所」の回答割合が79.9%、「幼稚園」の回答割合が42.5%となっています。

＜平日の教育・保育事業として定期的に利用したいと考える事業＞



資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

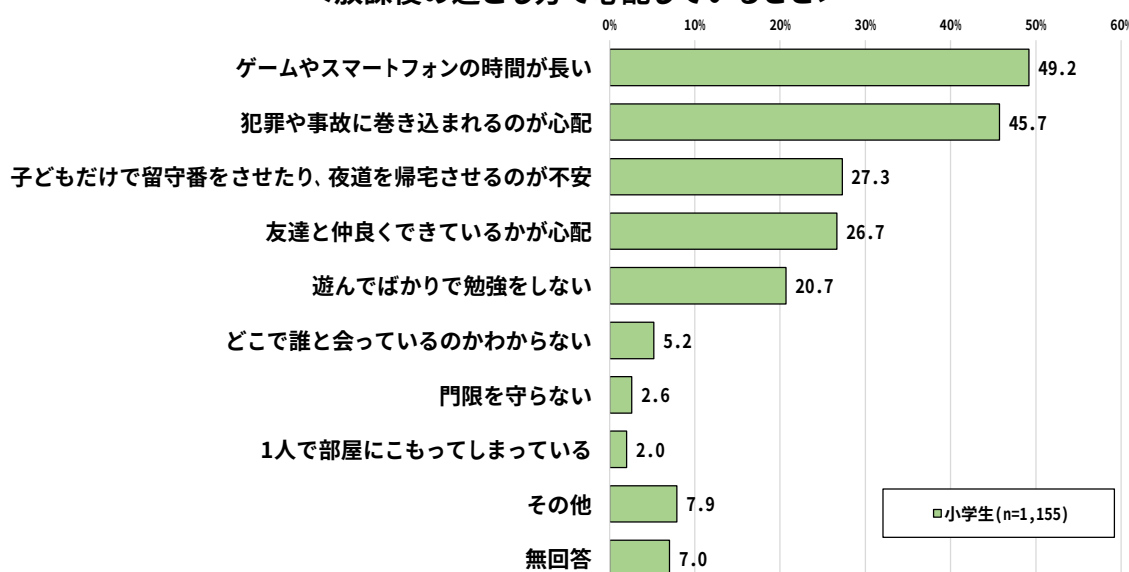
(3) 子ども・若者に関する課題やニーズ

①子どもの放課後の過ごし方、居場所

小学生（保護者）調査で、「お子さんの放課後の過ごし方で心配していることはなんですか」と尋ねた設問については、「ゲームやスマートフォンの時間が長い」の回答割合が最も高く、次いで「犯罪や事故に巻き込まれるのが心配」の回答割合が高くなっています。5年前の調査結果と比較すると、「ゲームやスマートフォンの時間が長い」の回答割合は今回の調査結果のほうが10ポイント以上高くなっています。

「お子さんが過ごす場所として、次のような場所があった場合に使いたいと思いますか」と尋ねた設問について、「興味がある」または「使ってみたい」の回答割合は、「(学校以外で) いろいろな遊びや経験ができる場所」については9割以上となっています。

<放課後の過ごし方で心配していること>



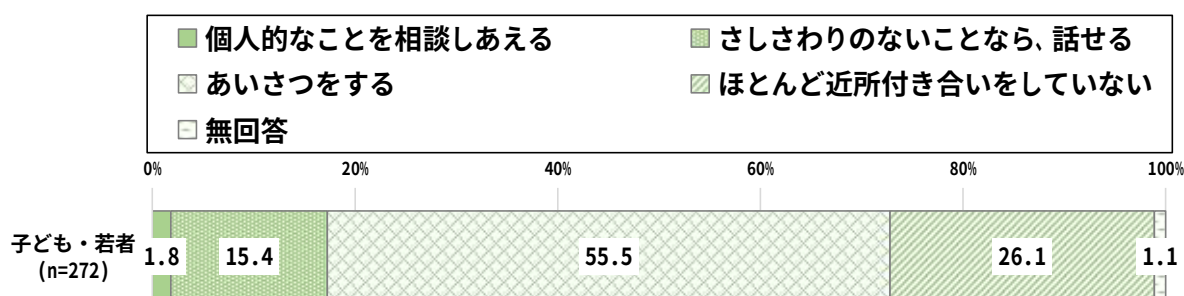
資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

②子ども・若者の近所付き合い

子ども・若者調査で、「あなたは、隣近所の人と、どの程度近所付き合いをしていますか」と尋ねた設問については、「ほとんど近所付き合いをしていない」の回答割合が約3割となっています。

5年前の調査結果と比較すると、「ほとんど近所付き合いをしていない」の回答割合は、今回の調査結果のほうが10ポイント程度高くなっています。

<隣近所の人との近所付き合いの程度>

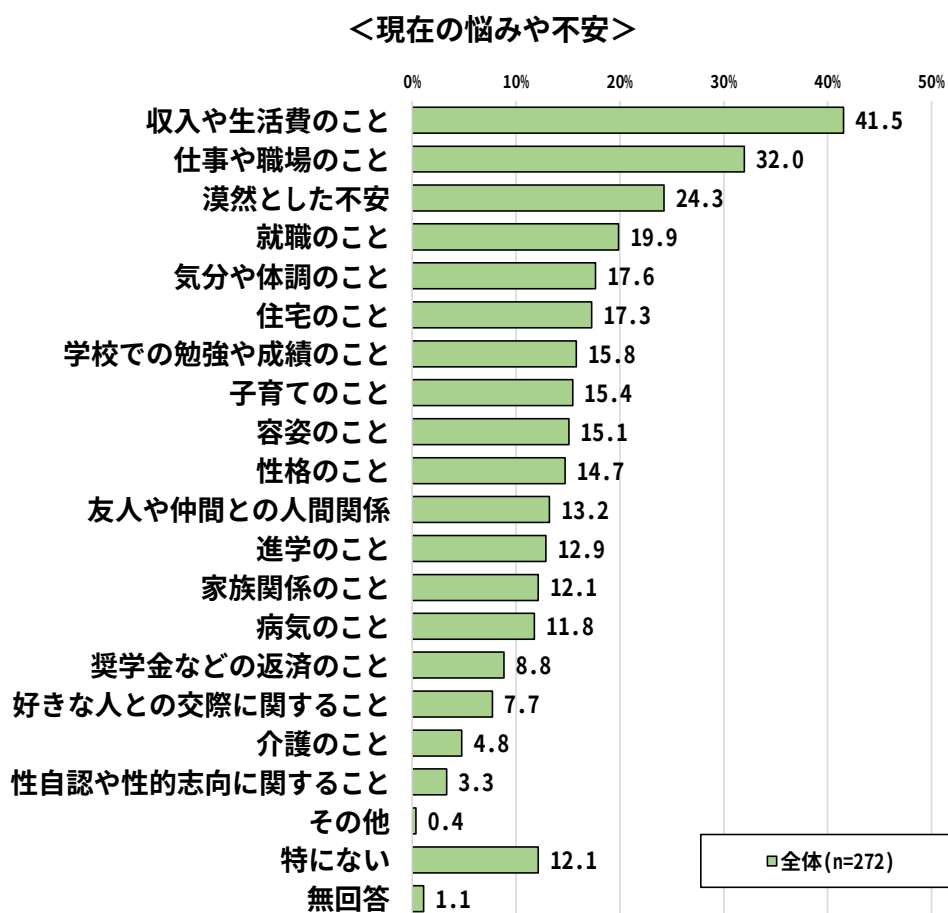


資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

③子ども・若者の悩みごと・困りごと等

子ども・若者調査で、「現在、悩みや不安はありますか」と尋ねた設問については、「収入や生活費のこと」の回答割合が最も高く、次いで「仕事や職場のこと」や「漠然とした不安」の割合が高くなっています。5年前の調査結果と比較すると、「収入や生活費のこと」や「漠然とした不安」について、今回の調査結果のほうが5ポイント以上高くなっています。

「将来に不安を感じていますか」と尋ねた設問については、「なんとなく感じている」の回答割合が50.0%と最も高く、次いで「感じている」の回答割合が29.0%となっています。5年前の調査の結果と比較すると、「感じていない」の回答割合は、今回の調査結果のほうが5ポイント以上低くなっています。



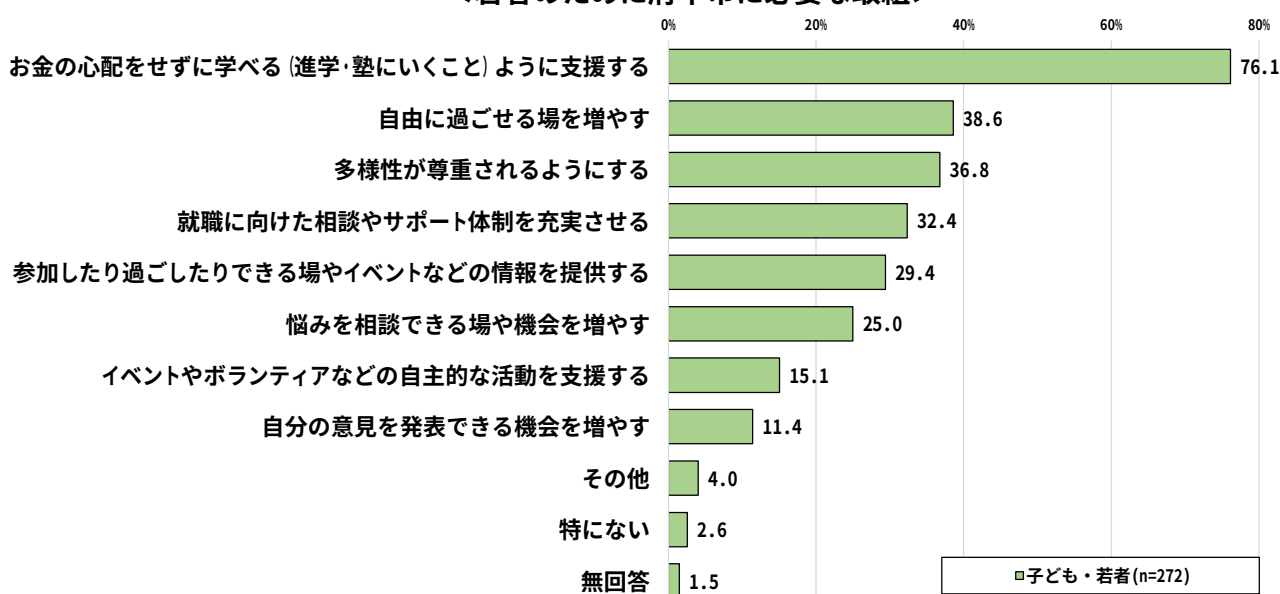
資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

④子ども・若者のために必要な取組

子ども・若者調査で、「これから若者のために、府中市に必要な取組は何だと思いますか」と尋ねた設問については、「お金の心配をせずに学べる（進学・塾に行くこと）ように支援する」の回答割合が最も高く、次いで「自由に過ごせる場を増やす」や「多様性が尊重されるようにする」の割合が高くなっています。

5年前の調査結果と比較すると、「お金の心配をせずに学べる（進学・塾に行くこと）ように支援する」の回答割合は今回の調査結果のほうが20ポイント以上高くなっています。また、「自由に過ごせる場所を増やす」についても、今回の調査結果のほうが10ポイント以上高くなっています。

＜若者のために府中市に必要な取組＞



資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

⑤国や府中市、学校などに伝えたいこと

「あなたは、国や府中市、学校などにあなたの思ったことや意見を伝えることができるとしたら、どのようなことを伝えたいと思いますか」という形で、子どもからの意見を聴取しました。

自由記述による回答を分類すると、小学生では、「学校・友だち等関連」として、例えば、「学校で一人になれる場所を作してほしい。一人で本を読める場所など。」など、「学校設備や備品」に関する内容が最も多くなっていました。また、「社会・施策等関連」では、例えば、「人々の一つ一つの行動や働きが、地球に優しくなったらいいと思う。」や「差別などがなく、自分の生き方に自由な世界、『男だからこうしなさい』『女だからこうしなさい』など、人の人生を奪わない世界にしたいです。」など、広く社会の方向性等に関する意見を述べるような、「社会一般」に関する内容が多くなっていました。

中学生については、「学校・友だち等関連」について、例えば、「クラスによってルールが違うのはやめてほしい。」など、「校内のルール」に関する内容が多くなっています。また、「社会・施策等関連」については、例えば、「税金をもっとうまく使ってください。」など、「財政」に関する内容が最も多くなっていました。

<小学生・中学生が国や府中市、学校などに伝えたいこと>

小学生				中学生			
分類 (学校・友だち等関連)	件数	分類 (社会・施策等関連)	件数	分類 (学校・友だち等関連)	件数	分類 (社会・施策等関連)	件数
学校設備や備品	48	社会一般	56	校内のルール	39	財政	41
授業内容・宿題等	41	公園等の施設について	40	学校設備や備品	37	社会一般	31
教員について	37	市や都の政策・施策・取組について	36	教員について	35	公園等施設・設備について	30
校内のルール	32	まちづくりやまちの美化、緑化	34	制服・髪型・身なり等	35	教育政策・子ども政策	28
悩みごとやいじめ等	30	遊び場所・時間、遊具等	27	悩みごとやいじめ等	24	市や都の政策・施策・取組について	18
授業時間、授業数等	25	経済・物価	23	授業内容・宿題等	24	まちづくりやまちの美化、緑化	18
給食	20	国際紛争	20	部活動・課外活動など	22	国際紛争・国際関係	14
相談の方法・相手・時間	19	財政	16	授業時間、授業数等	19	国の政策・施策・取組について	12
友だちや他の子どもとの関係	11	国の政策・施策・取組について	16	試験・成績	16	医療・福祉	11
学校のクラス	8	道路整備や交通環境	14	給食	15	経済・物価	11
通学路の整備や通学方法	8	学校外での学びの場所・時間	9	学費	12	学校外での学びの場所・時間	9
居場所	8	子どもの権利について	7	不登校	12	国会・政党	9
ランドセル	7			相談の方法・相手・時間	11	子どもの権利について	7
クラブ活動等	5			友だちや他の子どもとの関係	10	道路整備や交通環境	6
家庭環境について	5			受験・進学	10		
				ネットセキュリティ	8		
				荷物	8		
				通学路の整備や通学方法	6		
				学校行事	4		

資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

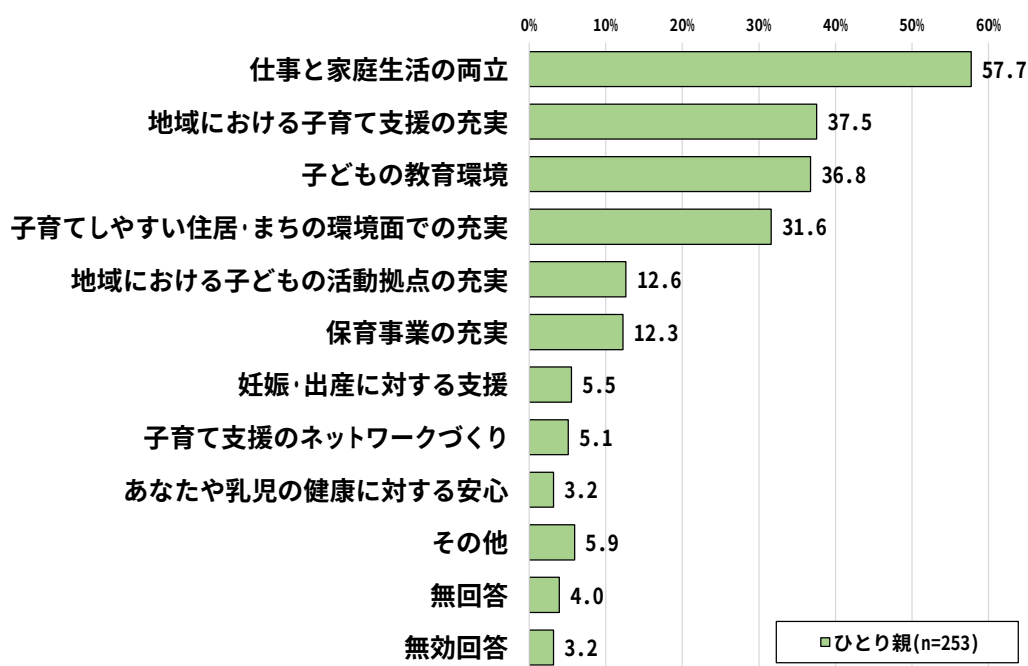
(4) ひとり親家庭における課題やニーズ

①子育てに関する課題

ひとり親調査において、「子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思いますか」と尋ねた設問については、「仕事と家庭生活の両立」の回答割合が最も高く、次いで「地域における子育て支援の充実」や「子どもの教育環境」の回答割合が高くなっています。

就学前（保護者）調査や小学生（保護者）調査と比較すると、ひとり親調査においては「仕事と家庭生活の両立」の回答割合が特に高い傾向にあります。

<有効と考える支援・対策>



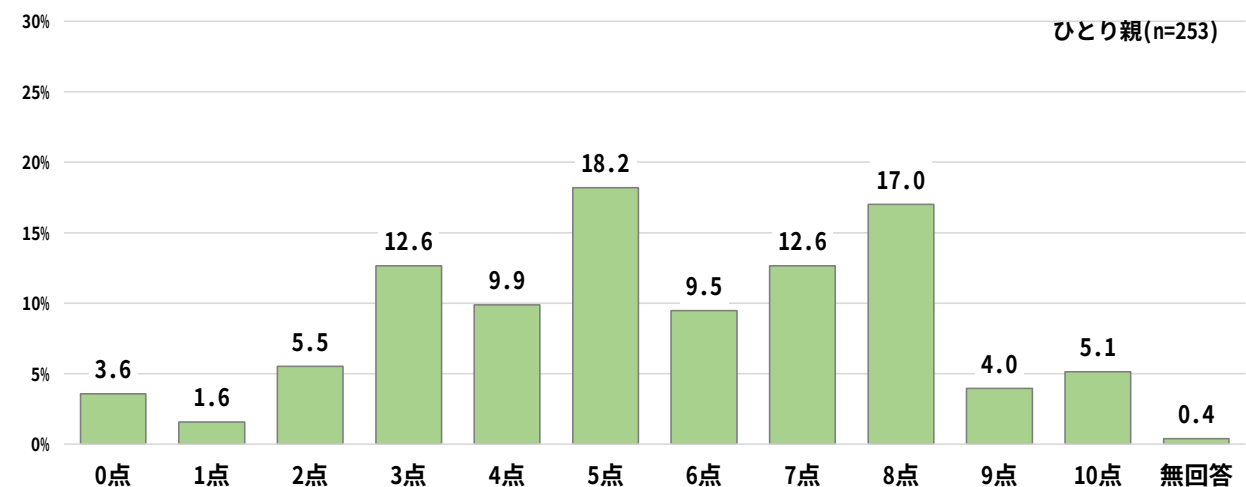
資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子ども生活実態調査 調査報告書

②経済面・生活面での課題

「家計について次のような不安や悩みごとはありますか」と尋ねた設問については、「学費等の教育費が払えるか」の回答割合が 67.2%と最も高く、次いで「お金がたまらない」の回答割合が 62.1%となっています。

また、「全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか」と尋ねた設問については、「5点」の回答割合が 18.2%と最も高くなっています。就学前（保護者）調査や小学生（保護者）調査では「7点」の回答割合が最も高くなっており、その結果と比較すると、ひとり親調査においては満足度が低い回答の割合が高い傾向にあります。

<生活全般の満足度>



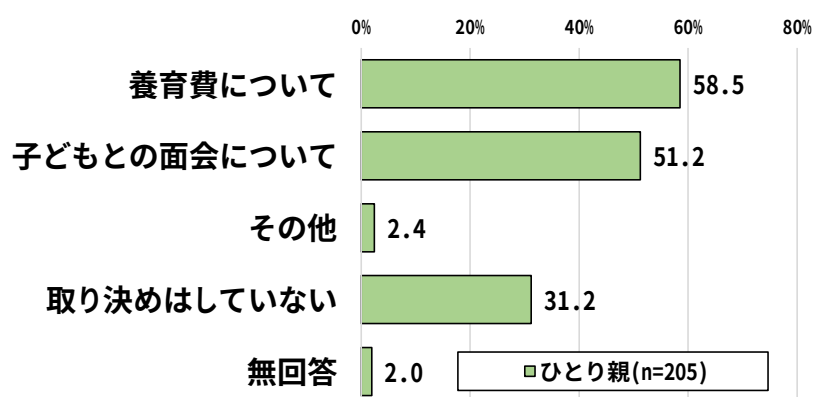
資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

③養育費等の取り決め

離婚によりひとり親になった方の場合に、「離婚の際に取り決めをしたことはありますか」と尋ねた設問について、「養育費について」が 58.5%、「子どもとの面会について」が 51.2%の回答割合となっています。「取り決めはしていない」の回答割合は 31.2%でした。

また、養育費を受けとっているかについては、「受けとっている」の回答割合が 42.9%となっています。

<離婚の際に取り決めをしたこと>



資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

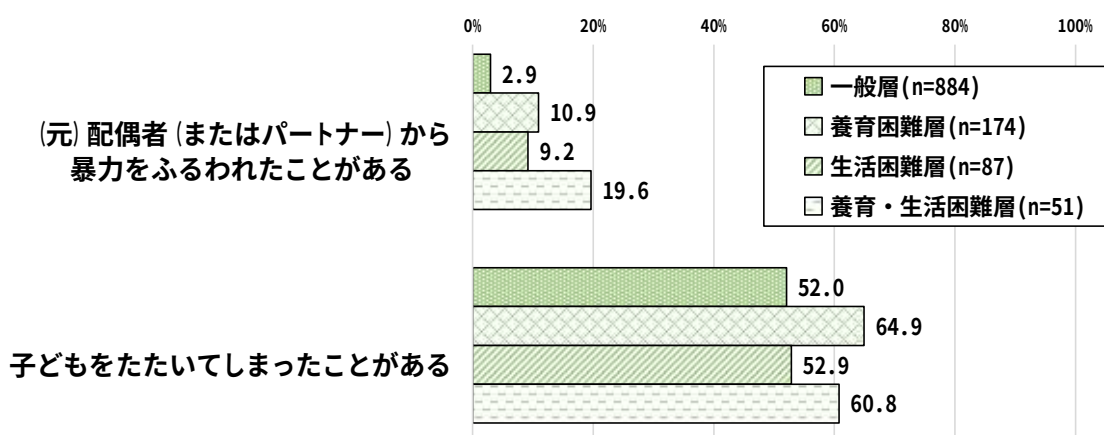
(5) 困難な状況にある家庭の課題やニーズ

① 困難家庭における DV・虐待等の課題

小中学生保護者調査において、「あなたは、お子さんの子育てを始めてから、以下のような経験をしたことがありますか」と尋ねた設問について、「(元) 配偶者 (またはパートナー) から暴力をふるわれたことがある」と回答した割合は、特に「養育・生活困難層」で回答割合が高い傾向となっています。

また、「子どもをたたいてしまったことがある」については、「養育困難層」や「養育・生活困難層」において回答割合が高い傾向となっています。

＜困難の重なりによる4類型別、子育てを始めてから経験したこと＞

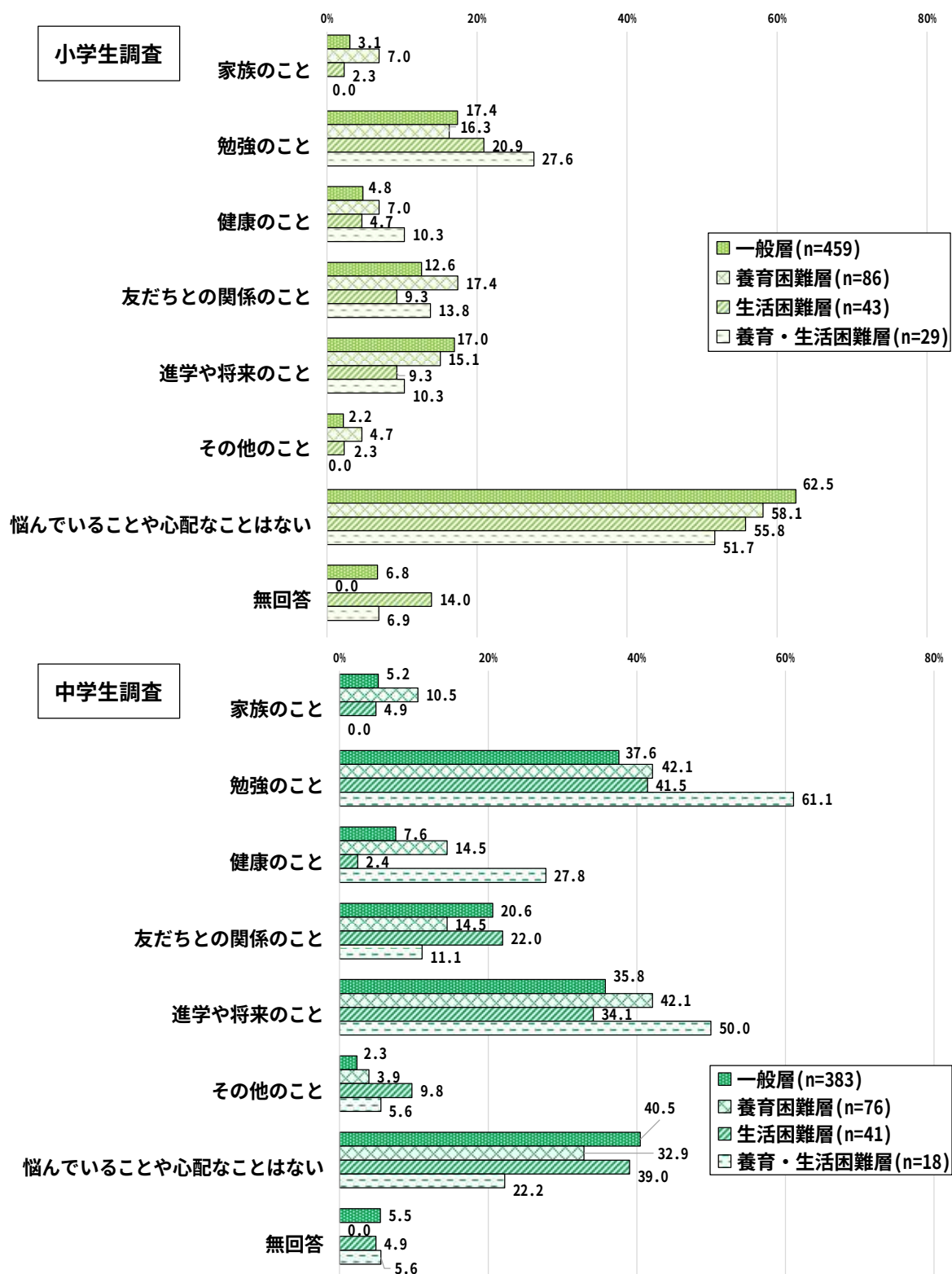


資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

②子どもの学習等に関する課題

小学生調査・中学生調査で「あなたがいま悩んでいることや心配なこと、困っていることや、誰かに相談したいと思っていることがあれば、教えてください」と尋ねた設問については、小学生・中学生ともに、「一般層」と比べ、それ以外の層、特に「養育・生活困難層」において、各項目で悩んでいる割合が高い傾向となっています。

＜困難の重なりによる4類型別、悩んでいることなど＞



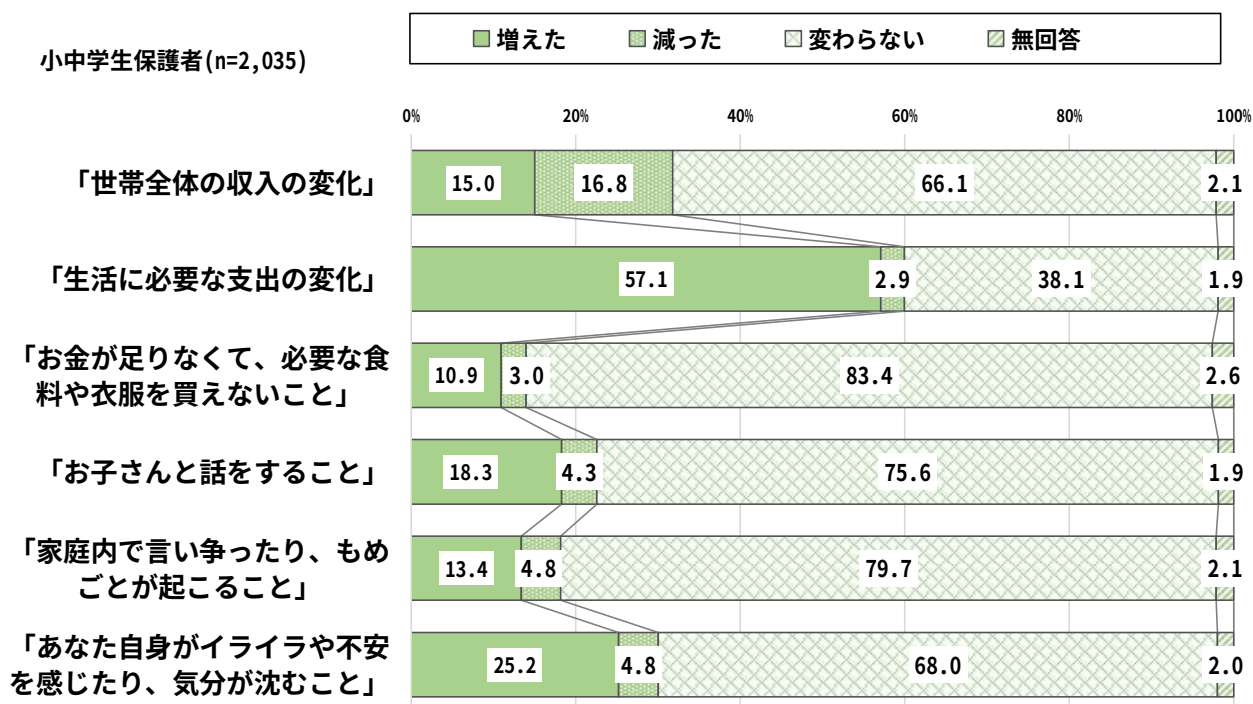
資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

③新型コロナウイルス感染症による生活状況の変化

「あなたのご家庭の現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の拡大前（2020年2月以前）と比べて、どのように変わりましたか」と尋ねた設問について、「世帯全体の収入の変化」については、「減った」の回答割合が16.8%となっており、「増えた」の回答割合よりも高くなっています。

また、「家庭内で言い争ったり、もめごとが起こること」について「増えた」が13.4%、「あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」について「増えた」が25.2%となっており、やはり、「減った」の回答割合よりも高くなっています。

<新型コロナウイルス感染症の拡大による生活状況の変化>



資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

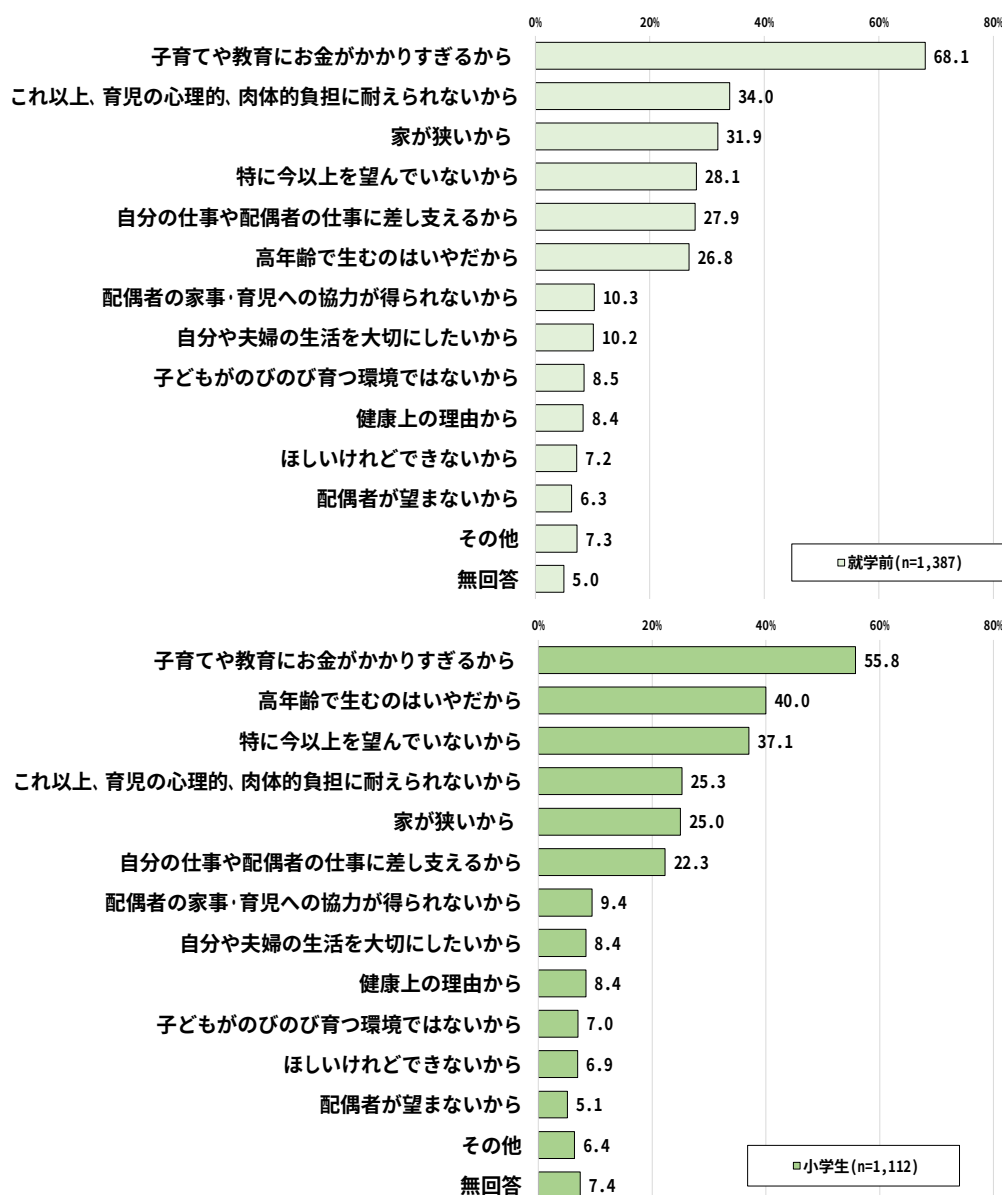
(6) 子どもを持つことへの考え方について

①子どもをさらに持つことに関する考え

就学前（保護者）調査で「今後さらに子どもを持ちたいと思いますか」と尋ねた設問について、「これ以上は望んでいない」の回答割合が37.6%と最も高く、次いで「持ちたいが、現実的には難しい」が36.0%、「持つつもりである」が16.6%となっています。小学生（保護者）調査での同様の設問については、「これ以上は望んでいない」の回答割合が65.1%と最も高く、次いで「持ちたいが、現実的には難しい」が27.8%、「持つつもりである」が2.2%となっています。

今後さらに子どもを持つつもりとは考えていない場合の理由として、就学前（保護者）調査では、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の回答割合が最も高く、次いで「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」の回答割合が高くなっています。小学生（保護者）調査での同様の設問については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の回答割合が最も高く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」の回答割合が高くなっています。

＜今後さらに子どもを持つつもりとは考えていない理由＞



資料：府中市 子ども・子育て支援に関する市民意向調査 子どもの生活実態調査 調査報告書

(7) ヒアリング調査により把握された現状や課題

①ヒアリングを実施した機関・団体等がかかわりを持つ保護者にみられる課題等

ヒアリング調査を通じて、保護者に見られる課題等として、次のような点が把握されました。

把握された課題等	ヒアリング調査結果の概要
保護者の精神疾患、障害等による養育の困難	保護者が精神疾患や発達の障害等の課題を抱えており、養育が困難になっている場合があります。
外国籍・外国にルーツがある保護者の課題	外国籍・外国にルーツがある保護者の場合には、言葉の問題や文化の違いによって課題を抱えることが多くなっています。近年、国籍がより多様になっており、通訳の対応が課題になることもあります。
複合的な課題、課題の多様化	保護者（家庭）における課題は、単一の内容でなく、複数の内容が重なっていることがあります。また、近年課題がより多様化しています。
近年の新型コロナウイルス感染症の影響等	新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭内で虐待やDV等の問題が起きることが多くなったり、地域とのつながりの希薄化が進んだ傾向があります。

②ヒアリングを実施した機関・団体等がかかわりを持つ子どもにみられる課題等

ヒアリング調査を通じて、子どもに見られる課題等として、次のような点が把握されました。

把握された課題等	ヒアリング調査結果の概要
学習支援の必要性	学習に遅れ等がみられ、より丁寧な学習支援が必要な子どもがいます。特に不登校の子どもに対する学習支援が課題になっています。
障害に関する支援の必要性	発達面に課題を抱える子どもに対しては、専門的な医療・療育の支援が必要となっています。また、障害がある子どもと同居するきょうだいに課題が生じることもあります。
登園・登校支援の必要性	保護者の養育に課題がある場合に、子どもの登園・登校を支援することも必要になります。
外国籍・外国にルーツがある子どもの課題	外国籍・外国にルーツがある子どもの場合には、言語習得・学習面の課題だけでなく、保護者との関係に課題が生じることがあります。
近年の新型コロナウイルス感染症の影響等	新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもがネットに触れる時間やゲームをする時間が長くなった傾向があります。

第3章

計画の基本理念及び基本目標と施策の体系

3-1 「こども計画」の策定に当たって

第2章「府中市における現状」でみたように、子ども・若者に関する課題や支援ニーズは様々な観点から把握することができます。こども大綱では、すべての子ども・若者が「生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を目指すと言われていますが、本市においても「こども計画」を策定し、「こどもまんなか」の観点により、各施策の推進を図っていくことが重要と考えます。

他方で、本市においては「第2次府中市子ども・子育て支援計画」にて、「次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にするとともに、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先します」を基本理念とし、各事業・施策の推進を図ってきました。この理念は、まさに「こどもまんなか」を重視する考えを示したものでした。また、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」においては、「3つの視点」として、「1 子どもの幸せを第一に考える視点」、「2 全ての子育て家庭を支援する視点」、「3 地域や社会全体で子ども・子育てを見守り、育み、支える視点」を設定していました。これらは、一人ひとりの状態やライフステージに応じた支援等を行うこと、全ての子ども・若者や保護者を支援等の対象とすること、地域における連携等を重視しながら取組を推進していくことなど、こども大綱に「6つの柱」として示されている要素と対応関係にある内容を示したものとなっています。

本市において「こども計画」を策定するに当たり、基本理念や施策推進の視点について、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」で設定した内容を踏襲する形で設定しました。また、「第2次府中市子ども・子育て支援計画」において基本理念及び施策推進の「3つの視点」に基づき設定していた「6つの基本目標」についても、基本的な枠組みは踏襲しつつ、見直し・更新をする形としました。

ただし、本計画は「こども計画」として、少子化に関する対策や若者への施策の充実など、従来の子ども・子育て支援計画には盛り込まれていなかった、下記のような内容を新たに盛り込み、包括する計画とし、施策推進の視点については、内容を更新し、「4つの視点」として設定しました。このほか、こども基本法やこども大綱における考え方や用いられている用語等を反映して見直し・更新をした点や、新規に追加した内容については、「3-2 基本理念及び施策推進の「4つの視点」及び「3-3 6つの基本目標」の節において、下線を引くなどして強調する形で示しています。

- プレコンセプションケアの推進など、成育医療等に関する保健・医療の充実に関する内容を追加
- 小学生の放課後の居場所づくり以外の点も含めた、こども・若者全般に関する居場所づくりや学習環境の充実、多様な体験の提供に関する内容を追加
- ヤングケアラーや外国にルーツがある子どもへの支援に関する内容を追加
- 子どもの貧困対策に関する内容として、児童手当や医療費助成等の支援施策だけでなく、様々な取組で子どもやその保護者を支え、見守っていくという内容を追加
- 計画全体を通じて、子ども・若者の意見を尊重し、子ども・若者の意見を反映した子ども施策を推進していくため、子ども・若者や子育て当事者からの意見聴取の方法を検討

3-2 基本理念及び施策推進の「4つの視点」

子どもは、社会の希望であり、未来を創る存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せ（ウェルビーイング）につながることはもとより、多様化する社会において、将来の担い手を育成するための重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

こうした大切な存在である子ども自身の最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの意見を尊重し、子どもの意見を反映した子ども施策を推進していくものとし、本計画の〔基本理念〕及び〔施策推進の「4つの視点」〕を次のとおり定めます。

〔基本理念〕

次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にするとともに、
子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先します

～ひとみ輝け！府中の子どもたち 心豊かな子どもがいきいきと育つまち～

〔施策推進の「4つの視点」〕

1 子どもの幸せを 第一に考える視点

子どもが権利の主体であるということを認識し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利・利益が最大限に尊重されるように配慮していきます。

また、すべての子どもが豊かな人間性を形成し、将来に希望を持ち、自立して家庭を持つことができるよう、ライフステージに応じた、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

2 全ての子育て家庭 を支援する視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう支援施策を推進します。

また、要支援・要保護児童への対応など、特に配慮を必要とする子どもや家庭への支援については、それぞれの子どもや家庭が抱える背景の多様化等の状況に応じて、アウトリーチや家庭支援事業による支援など、きめ細やかな取組を進めます。

3 地域や社会全体で子ども 子育てを見守り、育み、支える視点

子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあるという基本的認識を前提としつつ、子どもの健やかな成長のため、また、保護者が安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの健やかな育ちと子育てを、行政をはじめ地域や社会全体で見守り、育み、支えていくことが重要です。よりいっそうの連携の推進を図り、様々な担い手が参画、協働して、包摂性のある取組を進めます。

4 少子化への対応を 推進する視点

少子化に影響を与える要因は、経済的な負担や仕事と育児の両立の難しさ、若い世代の意識の変化等、様々なものが挙げられます。

少子化対策については、本市の地域の実情に応じて、総合的かつ多方面からのアプローチが必要であるため、子ども・子育て施策全体で推進していきます。

3-3 6つの基本目標

基本理念及び施策推進の「4つの視点」に基づき、次の6つの基本目標により、子ども施策を推進します。

1. 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

地域で安心して出産し、子育てに臨めるよう、妊娠期から切れ目のない支援を提供するため、子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、地域における子育て支援拠点の整備を進めるなど、子育てを地域で支える仕組みづくりを行います。

プレコンセプションケアの推進や子どもの発達に関わる相談・支援の充実等を図っていきます。

2. 質の高い幼児期の教育・保育の提供

小学校就学前の子どもに対して、それぞれの家庭が希望する教育・保育を提供できる体制を整えます。

また、延長保育や一時預かり事業の拡充など、多様な保育ニーズに対応できる取組みを進めます。

3. 学齢期から青年期への支援

次代を担う子どもたちの健全な育成を図るため、子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するとともに、青少年の健全育成に資する取組や社会生活に困難を抱える青少年の自立支援に向けた取組等を進めます。

4. ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への各種支援施策に関する情報提供・相談体制の充実を図り、それぞれの状況に応じて就業・自立に向けた総合的な支援の取組を進めます。

5. 配慮が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待の未然防止・早期発見の取組を進めるとともに、被虐待児童やその家庭への支援を行います。

また、子どもの障害等についての早期把握と、それぞれの状況に応じた適切な支援につなげる取組を進めます。このほか、ヤングケアラーや外国にルーツがある子どもなど、様々な課題に対応する取組を推進します。

6. 子育て家庭の経済的負担等の軽減

安心して子育てができる環境づくりを進めるため、児童手当の支給や子どもの医療費の助成、教育・保育に関わる補助等を行い、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

また、地域ぐるみで子どもたちを見守り、育てていく仕組みづくりを進めるため、地域のネットワークづくりや市民協働の取組等を推進します。

3-4 施策の体系

基本理念	次代を担う子ども一人ひとりを生まれる前から大切にするとともに、 子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先します ～ひとみ輝け！府中の子どもたち 心豊かな子どもがいきいきと育つまち～
施策推進の「4つの視点」	1. 子どもの幸せを第一に考える視点 2. すべての子育て家庭を支援する視点 3. 地域や社会全体で子ども・子育てを見守り、育み、支える視点 4. 少子化への対応を推進する視点

子ども施策の展開
(第4章)

基本目標	主な施策
基本目標1 地域で安心して出産し、子育て ができる環境の整備	施策1 情報提供・相談体制の充実 施策2 地域における子育て支援 施策3 母子保健に関する支援等の充実
基本目標2 質の高い幼児期の教育・保育の提供	施策4 質の高い幼児期の教育・保育の提供 施策5 多様な保育ニーズへの対応・
基本目標3 学齢期から青年期への支援	施策6 こどもの居場所づくり 施策7 学齢期の多面的な支援 施策8 青少年健全育成活動の推進
基本目標4 ひとり親家庭への支援	施策9 ひとり親家庭の自立や就業への支援 施策10 ひとり親家庭の経済的負担の軽減
基本目標5 配慮が必要な子どもと家庭への支援	施策11 児童虐待防止対策の推進 施策12 障害児施策との連携 施策13 多様な子どもへの支援
基本目標6 子育て家庭の経済的負担等の軽減	施策14 子育てに関わる経済的負担の軽減 施策15 学びを確保するための経済的支援 施策16 多機関等の連携による支援

子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」 (第5章)

第4章

施策の展開

基本目標1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

施策1 情報提供・相談体制の充実

現状と課題

子どもがいる世帯のうち、祖父母と同居する世帯の割合は継続的に減少傾向にあります。また、市民意向調査では、新型コロナウイルス感染症などの影響で外部とのコミュニケーションの機会が減少し、地域のつながりが希薄になったと感じている人がおり、コミュニティのあり方が変化していることが分かりました。

このような環境下において、出産や子育てに不安や悩みを抱く若者・保護者は少なくないと考えられます。本市では、こうした不安や悩みを解消するため、出産や子育て支援に関するサービス利用について、子育て情報誌の配布や、インターネットを活用した子育てサイト・アプリなど、多様な媒体により情報提供してきました。また、令和4年7月からは、保健センターで実施していた母子保健事業と子ども家庭支援センター「たち」の子ども家庭総合支援拠点事業を一つの施設で連携して実施する子育て世代包括支援センター「みらい」を設置し、妊娠期からの切れ目のない相談支援を展開しています。

令和6年度からは、子育てサイト「ふわっと」及び予防接種ナビ「ちっくん」を「ふちゅう子育て応援アプリ」へ統合しリニューアルしました。子育て情報に関しては、子どもの成長段階に応じた情報を適切な年齢層に適切なタイミングで届ける必要があることから、SNS等の様々なツールの特性を生かした内容の充実が求められます。

相談体制に関しては、サービス利用に関する相談はもとより、不安や悩みが起因して児童虐待に至ることがないように、地域での相談しやすい体制を構築するとともに、自分から相談できない方に対しては、アウトリーチによる見守りや相談が重要と考えられます。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者支援事業実施箇所数	8か所	8か所	9か所	9か所
基本型 (利用者支援及び地域連携を実施)	5か所 たち、はぐ	5か所 たち、はぐ	6か所 たち、はぐ みらい(相談)	6か所 たち、はぐ みらい(相談)
特定型 (主に保育施設等の利用を支援)	2か所 コンシェルジュ しらとり	2か所 コンシェルジュ しらとり	2か所 コンシェルジュ しらとり	2か所 コンシェルジュ しらとり
母子保健型 (保健師等が妊産婦等を支援)	1か所 保健センター	1か所 保健センター	1か所 みらい(母子)	1か所 みらい(母子)
子育てサイト「ふわっと」 アクセス件数	35,569件	38,479件	39,280件	39,498件

DATA 実態調査結果

P24 第2章2-2(1)
「①子育てに関する不安や
悩み」に掲載

保護者の抱える育児不安は様々で、子どもの年齢・成長段階によって悩みごとの内容は異なっています。

P26 第2章2-2(1)
「②子育てに関する情報入
手に関するニーズ」に掲載

子育てに関する情報を受け取る媒体として、SNS やメールを希望する割合が近年高まっています。

施策の方向性

地域のつながりの希薄化が進む中で、SNS やアプリ等も活用しながら、子育て関連の情報発信やひろば・相談事業等の利用促進を図っていきます。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインを活用した相談やプッシュ型の情報提供を行っていきます。

子育て世代包括支援センター「みらい」をこども家庭センターとして位置付け、情報共有の円滑化など母子保健分野・児童福祉分野の連携を更に推進するとともに、妊婦のための支援給付と組み合わせた妊婦等包括相談支援事業を実施し、妊娠時からの切れ目ない支援はもとより、子育て家庭に寄り添った支援の充実に努めます。母子手帳交付時の妊婦全数面談では妊婦の支援ニーズを確認していきます。来所が難しい方へも電話やオンライン面談等で支援を行います。

地域子育て支援センター「はぐ」において、利用者支援事業の充実に図り、地域で気軽に相談できる体制づくりに努めます。

保育ニーズが多様化する中で、教育・保育事業が円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュによる相談支援を継続します。

また、児童福祉法の一部改正を踏まえ、利用者支援事業基本型を実施する「たち」及び「はぐ」については、妊産婦、子育て世帯、子どもが身近な場所で気軽に相談できる地域子育て相談機関の機能を備えます。令和8年度には、新たに「はぐ」を2か所開設することにより、市内のすべての教育・保育提供区域に地域子育て相談機関を整備します。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	利用者支援事業(★)	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等を身近な地域で行う事業(基本型の「たち」及び「はぐ」は、地域子育て相談機関を兼ねる。)
2	子どもと家庭の総合相談事業	子ども家庭支援センター「たち」や子育て世代包括支援センター「みらい」で、子育て中の方や子ども自身からの様々な相談に応じる事業
3	子育て情報等推進事業	出産や子育て支援に関する情報をインターネットや子育て情報誌など多様な媒体を活用して提供する事業
4	妊婦等包括相談支援事業(★)	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業で、妊婦のための支援給付と組み合わせて実施

(★) …地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方を定める事業)

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、特に相談業務において、対面や電話、チャット等のツールの中から、市民が意見を伝えやすい手法を通じて、子どもや若者、子育て当事者からの意見聴取を行っていきます。

施策 2 地域における子育て支援

現状と課題

地域とのつながりがより希薄になり、身近に相談できる相手がないなど、在宅での子育てにおいては、育児の孤立化が問題とされています。「仕事と家庭生活の両立」や「地域における子育て支援の充実」に関する支援ニーズが高くなっています。子育て世帯の働き方の変化等を踏まえた支援等の充実を図っていくことが重要と考えられます。

市では、各保育所において在宅で子育てをする家庭を対象に、園庭開放や子育てひろばなどの親子交流活動や子育て相談事業を通じて、地域での孤立化を防止しています。また、地域で子育てひろばや子ども食堂を実施している団体を支援することで、地域交流の促進や見守り体制の充実を図っています。地域では、親子が気軽に立ち寄れる場所として子育てひろばを展開するとともに、幅広い年齢層と交流できる場所である子ども食堂を支援するなど、それぞれの居場所から地域とのつながりが広がるよう、子育てのネットワークづくりを進めていくことが重要です。

「子どもの誕生前から幼児期まで」は、「人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期」と考えられています。家庭を基本として、養育の第一義的責任を有する保護者や養育者の役割が重要であるからこそ、その養育を社会が支え、応援することが大切です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業) 延べ利用人数	31,626 人	50,327 人	82,209 人	112,998 人
市立保育所(地域子育て支援センター)	11,076 人	15,943 人	16,633 人	15,505 人
子ども家庭支援センター	15,149 人	21,975 人	54,651 人	86,121 人
私立保育園	3,617 人	4,721 人	3,971 人	3,958 人
その他	1,784 人	7,688 人	6,954 人	7,414 人

※LINEを活用した、ひろばの日程表及び「はぐ」カレンダーの配信、予約制の導入など、利便性が高まったことで参加率が上昇した。

※子ども家庭支援センターでは、コロナ禍中は利用制限等を実施したため、利用者が減少していた。

DATA 実態調査結果

P24 第2章2-2(1)
「①子育てに関する不安や
悩み」の文章中に掲載

就学前(保護者)調査で、「子育てに関して親族や身近な友人・知人以外で気軽に相談できる先」について「相談できる相手はいない」と回答した割合が約2割となっています。

P27 第2章2-2(1)
「③子育てに関する支援ニ
ーズ」に掲載

就学前(保護者)調査で、「子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思いますか」と尋ねた設問については、「地域における子育て支援の充実」の回答割合が最も高くなっています。

施策の方向性

地域で気軽に交流できる拠点として、市立保育所(基幹保育所)における地域子育て支援センター「はぐ」の整備を進めます。また、拠点区域内の子育てひろばのニーズ量のバランスを取りながら、地域子育て支援事業として文化センター等を活用した子育てひろばを実施するほか、私立保育園の子育てひろばなどを計画的に実施していきます。

「はぐ」の周知方法として、引き続きLINEでの情報発信や子育て世代包括支援センター「みらい」が実施する訪問支援などの機会を通じて、多くの方に利用してもらい、安心して子育てができるようにしていきます。

地域における子育てのネットワークづくりについては、子育て家庭を支援するために地域で様々な活動に取り組んでいる機関・団体等との連携を図りつつ、地域で子育てひろばや子ども食堂を実施している団体への支援を通じて、市民との協働により推進します。特に、社会的な認知度の向上等により、利用者側のニーズに加えて提供者側の参入意欲も高まっている子ども食堂については、支援の拡充を図っていきます。

子育ての孤立化を防ぐため、家庭に引きこもっている親子や要支援家庭の把握など各関係機関と情報を共有し連携をさらに強化します。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	地域子育て支援事業	市立保育所(基幹保育所)において、利用者支援事業や地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業を行うほか、地域における子育て支援を実施する事業
2	子育てひろば事業(地域子育て支援拠点)事業(★)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
3	地域子ども・子育て応援事業費補助金	地域で子育てひろば活動や子ども食堂を実施する団体の活動資金を補助する事業

(★) …地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、利用者に対してアンケートを実施するほか、来所者との交流の中で意見を聴く取組を実施することを通じて、子どもや若者、子育て当事者からの意見聴取を行っていきます。

施策 3 母子保健に関する支援等の充実

現状と課題

孤立した育児環境や望まない妊娠などの問題がある中、妊娠中や出産前後においては、多くの家庭がマタニティブルーや産後うつなど母親自身の健康状態とともに、子どもの発育や発達に対する不安や悩みなどを抱えています。

こうした不安や悩みを解消するため、市では、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療及び保健を切れ目なく提供するための施策として、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、相談を通して出産前後の家庭の家事・育児支援や産後ケア事業など適切なサービス利用につなげることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図っています。また、各種健診や予防接種、新生児訪問などの実施により、母子の健康管理を促進しています。

しかし、依然として出産前後に不調を感じる母親の割合が高くなっています。家族形態の変化や保護者が精神疾患や発達の障害等の課題を抱えていることから、養育が困難になっている場合もあると考えられます。妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援を提供するとともに、アウトリーチによる対策等を充実していくことも重要と考えます。

また、近年出生率・出生数が低下していますが、若い世代の男女に向け、将来の妊娠・出産に備えて健康管理ができ、ライフプランを主体的に考えることができるよう、プレコンセプションケアの取組を行うことも重要です。発達の程度に応じて、性と生殖に関する健康と権利、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係などを知る機会や場を充実していくことが必要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
母子健康手帳交付事業				
母子健康手帳交付冊数	1,790 冊	1,672 冊	1,611 冊	1,518 冊
交付時の面談件数	1,765 件	1,636 件	1,581 件	1,496 件
新生児訪問数	1,599 人	1,618 人	1,591 人	1,522 人
産後ケア事業				
延利用者数 (個別型)	213 人	313 人	389 人	573 人
延利用者数 (集団型)	28 人	71 人	77 人	79 人

DATA 実態調査結果

P28 第2章2-2(1)
「④産前・産後のサポートについて」に掲載

出産に伴い、マタニティブルーや産後うつの経験をする方の割合が高くなっています。

施策の方向性

引き続き、母子保健事業を通じ、母子の健康の保持増進や子育て世帯の育児不安の軽減などを行い、安心して子どもを産み育てることができる環境を充実させていきます。

母子健康手帳交付時の面談や新生児訪問などの様々な機会を捉え、不安や困りごと、支援ニーズを把握し、ひとり親家庭や多胎児家庭など、それぞれの状況に応じた支援やサービスにつなぐとともに、妊娠準備期における相談のほか、出産前後の母親への支援の充実及び質の向上を図り、出産や育児に係る母親とその家庭の負担感の軽減を図っていきます。

また、来所が難しい方には電話やオンライン面談等で支援を行います。このほか、子育て世帯の利便性向上を目指し、疾病や子育てに関する悩みごと等について、オンラインで産婦人科医・助産師・小児科医に気軽に相談できる事業を継続するとともに、母子保健情報等のデジタル化を進めていきます。

妊産婦健診や、全ての子どもに対する各種健診、予防接種事業では、事業が円滑に行われるよう、医療機関等との連携を強化し、疾病や障害の早期発見・早期対応を行い、母子の健康管理をさらに充実するとともに、継続的なアプローチが求められる家庭には、切れ目のない支援を行い、養育困難や児童虐待の予防にも繋げていきます。

各種教室については、参加者の意見等を参考に内容を充実させるほか、父親も参加しやすいように工夫していきます。また、産後ケア事業について、利用促進及び受け入れ体制の充実を図ります。その他、プレコンセプションケアの取組として、妊娠・出産も含めた健康に関する正しい知識を伝える取組を推進します。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	母子健康手帳交付事業	妊娠届を行った妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、保健師等の専門職が面談を実施する事業
2	妊婦健康診査事業(★)	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
3	新生児訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)(★)	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
4	妊産婦育児教室事業	妊娠から育児期間中の親子を対象とした各種教室を実施する事業
5	定期予防接種事業	感染のおそれのある病気の発生及びまん延を防止するため、各種定期予防接種を実施する事業
6	産後ケア事業(★)	出産後体調が優れないなどの場合に、産婦が休養できる場所を提供し、助産師によるケアなどを行う事業
7	オンライン子育て相談事業	スマートフォンから産婦人科医・助産師・小児科医に気軽に疾病や子育てに関する悩み等が相談できる事業

(★) …地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、各講座のアンケート調査の実施や、来所した保護者に対して育児に関する不安や困りごと等の支援ニーズの把握を行い、子育て当事者からの意見聴取に取り組みます。

基本目標2 質の高い幼児期の教育・保育の提供

施策4 質の高い幼児期の教育・保育の提供

現状と課題

本市では、これまで施設整備をはじめとする様々な待機児童の解消に向けた取組を進めてきた結果、待機児童は順調に解消が図られてきています。今後は、女性就業率やそれに伴う保育ニーズの変化に注視するとともに、将来的な児童数の減少が見込まれる中で、各施設で顕著になりつつある欠員への対応が必要になります。

また、子どもの発達において、「子どもの誕生前から幼児期まで」は、「人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期」と考えられています。乳幼児期の子どもの健やかな発達を保障していくため、教育・保育のさらなる質の向上が求められています。

各幼稚園・保育施設等においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき質の高い幼児教育・保育の推進を図っています。本市では、保育施設等が関係法令を遵守し、適正な運営を行うとともに、保育施設等に対して保育支援者巡回支援や指導検査を実施しているほか、外部評価を受ける施設に対して財政支援を行っています。

また、幼児期の教育・保育の質を維持・向上するために、保育士等の人材確保と人材育成が必要となるほか、子ども一人ひとりの成長を中心に据え、連続かつ一貫した教育の充実に取り組むため、幼保小の連携を推進することが重要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
教育・保育事業				
認可保育所	56 か所	58 か所	57 か所	56 か所
幼稚園(特定教育・保育施設)	4 か所	3 か所	3 か所	3 か所
上記以外の幼稚園	15 か所	15 か所	15 か所	14 か所
特定地域型保育事業 (小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業)	3 事業	3 事業	3 事業	3 事業
認可外保育施設	21 か所	22 か所	23 か所	23 か所
【参考】保育所等待機児童数	86人	28人	14人	5人
保育支援者巡回支援事業				
認可保育所	32 か所	41 か所	49 か所	69 か所
認証保育所	10 か所	7 か所	13 か所	20 か所
その他施設	2 か所	3 か所	3 か所	5 か所
保育施設等指導検査事業				
特定教育・保育施設	25 か所	24 か所	19 か所	17 か所
特定地域型保育事業	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
特定子ども・子育て支援施設等	—	2 か所	3 か所	3 か所

※継続的な施設整備による定員拡充を図り、保育所の待機児童は、平成29年度の383人をピークに減少傾向にあり、令和6年度は0人となっています。

DATA 実態調査結果

P31 第2章2-2(2)
「③平日の教育・保育事業
として定期的に利用したい
と考える事業」に掲載

定期的な教育・保育で利用したいと考える事業としては、5年前の調査結果と比較すると、「認可保育所」の回答割合が今回の調査結果のほうが10ポイント以上高くなっています。

施策の方向性

子どもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき質の高い幼児教育・保育を推進します。

保育施設等が関係法令を遵守し、適正な運営を行うとともに、良質な育成環境を維持できるよう、保育支援者巡回支援や指導検査を引き続き実施します。また、保育支援者巡回支援については、市内の全保育施設を対象施設とするとともに、施設長の変更、苦情や保護者対応に課題が見られる施設を対象に引き続き重点的に実施します。

幼児期の教育・保育の質を維持・向上するため、保育士等のキャリアアップに向けた研修や処遇改善につながる事業を実施する施設に対して財政支援を引き続き行い、保育士の人材確保に努めるとともに、保育士に対する研修等の充実を図ります。

幼保小の連携の推進に当たっては、幼児期及び小学校における教育に関わるすべての機関が、それぞれの教育や保育の目的や目標、取組について十分に理解した上で、円滑な接続を図る必要があります。本市では、公立・私立という設置者の立場を超えて、すべての子どもの健やかな成長に資するため、幼保小の連携に関わる取組を推進します。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	教育・保育の提供 (☆)	就学前の子どもに対して、それぞれの家庭の状況に応じて必要とされる教育・保育を幼稚園、保育所、地域型保育事業等を通じて提供する事業
2	保育支援者巡回 支援事業	特定教育・保育施設等に対し、公立保育所長経験者等が助言・相談などの巡回支援を行う事業
3	保育施設等指導 検査事業	特定教育・保育施設等に対し、関係法令を遵守し、適正な運営をしているかなどについて、指導検査を行う事業

(☆) …教育・保育事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、保育支援者巡回支援や指導検査で行う施設長等ヒアリングや各施設が受けた外部評価を通じて、各施設に寄せられた利用者からの意見を聴取します。

施策 5 多様な保育ニーズへの対応

現状と課題

女性の就業率の上昇に伴い、女性（母親）がフルタイムで働く割合が上昇しているなかで、男性（父親）の働き方に関しては、1日あたりの就労時間が短くなっている傾向にあるほか、フレックスタイム制の導入や新型コロナウイルス感染症の影響を契機とした在宅勤務の増加により、保育ニーズが多様化しています。

就労により帰宅時間が遅くなってしまう家庭の保育ニーズに対しては、市内全ての認可保育所で延長保育を実施しているほか、トワイライトステイ事業を行っています。また、不定期の保育ニーズに対しては、一時預かり・定期利用保育、預かり保育、ショートステイ、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業、産前産後家庭サポート事業を実施しています。トワイライトステイ事業やショートステイ事業は、レスパイト・ケア等の支援が必要な子ども・保護者も利用する事業でもあり、これらのニーズに対応することも重要です。

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することが求められています。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
延長保育事業実施施設数及び延べ利用人数	56 施設 2,860 人	57 施設 2,993 人	57 施設 3,059 人	56 施設 3,194 人
午後 7 時まで（再掲）	35 施設	35 施設	35 施設	34 施設
午後 8 時まで（再掲）	19 施設	20 施設	20 施設	20 施設
午後 10 時まで（再掲）	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設
一時預かり・定期利用保育事業実施施設数及び延べ利用人数	31 施設 12,086 人	33 施設 12,466 人	32 施設 13,466 人	32 施設 14,444 人
ショートステイ（子育て短期支援事業）実施箇所数及び延べ利用人数	3 か所 77 人	3 か所 127 人	3 か所 172 人	3 か所 263 人
トワイライトステイ（子育て短期支援事業）実施箇所数及び延べ利用人数	2 か所 2,116 人	2 か所 2,147 人	2 か所 2,337 人	2 か所 2,351 人
ファミリー・サポート・センター事業				
小学生 延べ利用人数	908 人	854 人	515 人	833 人
未就学児 延べ利用人数	1,897 人	1,563 人	1,685 人	1,438 人
提供会員数	498 人	481 人	455 人	462 人
病児・病後児保育事業				
病児・病後児対応型実施箇所数及び延べ利用人数	2 か所 109 人	3 か所 243 人	3 か所 211 人	3 か所 626 人
体調不良児対応型実施箇所数及び延べ利用人数	5 か所 419 人	5 か所 1,062 人	5 か所 1,041 人	5 か所 1,360 人
産前産後家庭サポート事業 延べ利用日数	723 日	2,310 日	3,869 日	4,385 日

DATA 実態調査結果

P27 第2章2-2(1)
「③子育てに関する支援ニ
ーズ」に掲載

就学前（保護者）調査で、「子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思いますか」と尋ねた設問については、「地域における子育て支援の充実」と同程度に「仕事と家庭生活の両立」の回答割合が高くなっています。

施策の方向性

就労により帰宅時間が遅くなってしまう家庭の保育ニーズに応えるため、全認可保育所において午後7時以降までの延長保育を継続して実施します。

トワイライトステイ事業、ショートステイ事業、ファミリー・サポート・センター事業及び産前産後家庭サポート事業については、これまでの取組を継続して行うとともに、事業の認知度を高めて必要な家庭に支援が行き届くよう周知広報に取り組み、多様な保育体制の確保を通じた保護者の負担軽減を図ります。

多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援への取り組みとして、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の実施について検討を行います。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	延長保育事業（時間外保育事業）（★）	保育所等で、通常の利用日・時間以外に入所児を保育する事業
2	一時預かり・定期利用保育事業（★）	在宅での保育が困難な場合に、主として昼間に保育所、子ども家庭支援センター、その他の場所で一時的に子どもを預かる事業
3	預かり保育事業（★）	幼稚園で、通常の利用日・時間以外に在園児を預かる事業
4	ショートステイ（子育て短期支援事業）（★）	保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設において泊りがけで子どもを預かる事業
5	トワイライトステイ（子育て短期支援事業）（★）	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間等に養育が困難な場合に、施設において一時的に子どもを預かる事業
6	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（★）	子どもの預かり等の提供会員と利用会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業
7	病児・病後児保育事業（病児保育事業）（★）	子どもが発熱等の急病時、病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業
8	産前産後家庭サポート事業	出産前後の妊産婦がいる家庭に援助員を派遣し、家事・育児の支援を行う事業

（★）…地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、それぞれの事業を実施していく中で利用者の声を把握していきます。

基本目標3 学齢期から青年期への支援

施策 6 こどもの居場所づくり

現状と課題

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」では、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっているとの課題認識が示されています。

本市の状況としても、子どもが放課後にゲームをする時間やスマートフォンを使用する時間が長くなっている傾向にあることや、子ども・若者の近所付き合いの度合いがより希薄になっているなどの変化が見られています。

小学生の放課後の居場所に関しては、国では「放課後児童対策パッケージ」が示されています。本市では共働き家庭の増加等により放課後の居場所に対するニーズは高まり、学童クラブ入会児童数が増加し、適正な育成面積の確保が喫緊の課題となっています。本市では、学童クラブを市立小学校校区ごとに設置するとともに、放課後子ども教室を全ての小学校で実施し、両事業の連携を図りながら、児童の放課後の安全・安心な居場所を提供しています。また、各文化センターに児童館を設置し、地域における児童の安全な居場所を提供しています。

中学生や高校生世代を含むこどもの居場所づくり等について、今後検討を深めていくことが重要です。生活実態調査の自由記述による意見聴取では、学校内での居場所の充実に関する回答も見られました。また、市民意向調査では、子ども・若者として「自由に過ごせる場所を増やす」ことを求める意見が高まっていることが把握されました。様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるようにしていくことが重要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
学童クラブ 入会人数	2,196 人	2,230 人	2,395 人	2,383 人
1年生 (再掲)	835 人	909 人	863 人	808 人
2年生 (再掲)	747 人	713 人	851 人	807 人
3年生 (再掲)	539 人	537 人	587 人	679 人
4年生 (再掲)	50 人	55 人	76 人	65 人
5年生 (再掲)	17 人	11 人	14 人	17 人
6年生 (再掲)	8 人	5 人	4 人	7 人
放課後子ども教室 登録人数	3,368 人	3,838 人	3,836 人	3,775 人

DATA 実態調査結果

P32 第2章2-2
(3)「①こどもの放課後の
過ごし方、居場所」の文章
中に掲載

小中学生保護者調査で、「お子さんが過ごす場所として、次のような場所があった場合に使いたいと思いますか」と尋ねた設問について、「(学校以外で) いろいろな遊びや経験ができる場所」については9割以上が「興味がある」または「使ってみたい」と回答しています。

P34 第2章2-2
(3)「④子ども・若者のた
めに必要な取組」に掲載

子ども・若者調査で、「これから若者のために、府中市に必要な取組は何だと思われますか」と尋ねた設問について、「お金の心配をせずに学べる(進学・塾にいくこと) ように支援する」に次いで「自由に過ごせる場を増やす」の回答割合が高くなっています。また、その回答は5年前の調査結果と比較すると10ポイント以上高くなっています。

施策の方向性

どのような場を居場所と感じるかどうかは、子ども・若者本人が決めるという性質を持つものであることから、多様な場づくりの推進を図っていくとともに、子ども・若者の視点に立って、子ども・若者の意見を聴取しながら取組を推進していきます。

学童クラブ及び放課後子ども教室の今後の方向性については、学童クラブ及び放課後子ども教室が校地内に一体的に整備され複合化する機を捉えて、学校との更なる連携強化を目指すとともに、保護者の就労その他に関係なく、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができる環境整備を目指します。また、学童クラブにおける適正な育成面積の確保策については、市内に民設民営学童クラブの参入を促し、サービス提供を増進するような取組を検討していきます。文化センターの児童館では、引き続き地域における安全な居場所を提供するとともに、児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、遊びや体験活動を行います。

中高生の居場所づくりに関しては、既存の公共施設の利活用を検討し、現在の施設の利用実態を踏まえ、通信等の環境面を整備しつつ、中高生の意見を聴取しながら、推進していきます。

また、本市にある公共施設や地域行事など、様々な社会資源についても、最大限に活かしながら、子ども・若者の意見聴取を進め、居場所づくりに取り組んでいきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)(★)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業
2	放課後子ども教室事業	全ての小学生に対し、放課後や学校の長期休業期間中に学校施設を活用して、安全で安心な居場所を提供する事業

(★) …地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、学童クラブ事業と放課後子ども教室事業の両方で、定期的なアンケート調査の実施を通じて、意見聴取を行っていきます。また、中高生の居場所づくりに関しても、既存の公共施設を活用して試験的に取組み、その中で利用者にアンケート調査を実施することで、意見聴取を行っていきます。

施策 7 学齢期の多面的な支援

現状と課題

国では、子ども・若者や子育て当事者を取り巻く現状として、貧困、不登校、「ネットいじめ」、子ども・若者の自殺、自己肯定感や幸福度の低さなどの課題があるとしています。特に国の令和 4 年の調査によると全国の小中学校における不登校児童生徒数が過去最多を記録する等、不登校やいじめの未然防止・早期対応は喫緊の課題となっています。

本市では、児童・生徒が抱える課題や悩みに的確に対応し、支援できるよう教育相談体制を整備するほか、不登校の児童・生徒に関する支援やいじめに関する対策等を行っています。

今後、社会情勢の変化や様々な教育課題に対応し、これからの時代を担う子どもを育成していくためには、関係諸機関と連携・協力しながら、それぞれの個に応じたきめ細やかな支援を充実する必要があります。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
教育相談				
電話相談	326 件	348 件	483 件	481 件
来室相談	620 件	540 件	538 件	534 件
(延べ件数)	(延べ5,594件)	(延べ7,163件)	(延べ7,146件)	(延べ6,733件)

DATA 実態調査結果

P28 第2章2-2(1)
「⑤学齢期での子ども・子育ての悩みごと、困りごと等」に掲載

小中学生の保護者に対する調査で「あなたが困っていることや悩みごと、市への要望等」を尋ねた設問について、「家庭・子ども関連」で様々な課題や悩みを抱えており、「経済的な不安」に次いで、「不登校・引きこもり」に関する内容が多く挙がっています。

施策の方向性

子ども発達支援センター「はばたき」の教育相談や、学校でのスクールソーシャルワーカーによる相談・支援を継続するとともに、多様な相談に対して個々の状況に応じた適切な支援を行うため、相談・支援体制の充実を図り、福祉や医療などの関係機関と連携を推進します。

不登校の児童・生徒に対しては、適応指導教室「けやき教室」やサポートルーム、オンラインを活用した支援、令和 7 年度に開設予定の学びの多様な学校など、在籍学校だけに限らない、子どもを支援する体制の一層の拡充を図っていきます。

いじめに関する対策としては、本市では令和5年4月に施行した府中市いじめ防止対策推進条例に基づき、府中市教育委員会いじめ問題対策委員会による組織的な対応を行うことで、いじめの未然防止等のための対策の推進を図っていきます。

不登校やいじめに関する対策は、関係諸機関との連携・協力が必要となってくることから、府中市及び府中市教育委員会による横断的な取組・支援を推進していきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	教育相談・教育支援事業	[教育相談] 学校生活における困りごとなど児童・生徒に関する心配事や悩みについて、臨床心理士等の専門職が相談に応じる事業 [スクールソーシャルワーカー] 問題を抱える児童・生徒の支援を行うため、社会福祉士等の専門的な知識を持つ者をスクールソーシャルワーカーとして採用し、児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等との連携、ネットワークの構築を行う事業

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、教育相談の対面相談時は、個室で対応するものとし、個人情報に配慮しながら相談者の支援ニーズを把握していきます。

施策 8 青少年健全育成活動の推進

現状と課題

本市では、府中市青少年健全育成基本方針に基づき、家庭、学校、地域における関係機関と連携し、犯罪が起こりづらい環境づくりや青少年の非行防止・犯罪被害防止活動を実施するなど青少年の健全育成に取り組んでいます。しかしながら、青少年を取り巻く環境は、インターネットの普及に伴い、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を媒介とした犯罪被害やトラブルが増加するなど、日々、大きく変化しており、社会環境の変化に対し柔軟な対応が求められています。

また、社会生活や学校生活などを円滑に営むうえで困難を抱える青少年については、小学1年生から29歳までの方やその親族等からの相談に応じ、関係機関の紹介やその他必要な情報提供を行うとともに、必要に応じて、専門の相談員による相談事業を行っています。市民意向調査では、現在の生活や将来に不安を抱く子ども・若者が少なくないことが明らかになっています。これらのことも踏まえ、相談対応の充実等を図っていくことが重要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
青少年健全育成事業				
こども緊急避難の家登録件数	1,725 件	1,669 件	1,626 件	1,576 件
青少年健全育成協力店登録件数	142 件	142 件	147 件	148 件
青少年対策地区委員会事業実施回数	192 回	254 回	374 回	384 回
青少年総合相談運営事業				
相談件数	11件	31件	30件	106件

DATA 実態調査結果

P33 第2章2-2(3)
「③子ども・若者の悩みごと・困りごと等」に掲載

子ども・若者調査で、「現在、悩みや不安はありますか」と尋ねた設問については、「収入や生活費のこと」の回答割合が最も高く、次いで「仕事や職場のこと」や「漠然とした不安」の割合が高くなっています。5年前の調査結果と比較すると、「漠然とした不安」について、今回の調査結果のほうが5ポイント以上高くなっています。

P33 第2章2-2(3)
「③子ども・若者の悩みごと・困りごと等」の文章中に掲載

「将来に不安を感じていますか」と尋ねた設問については、「なんとなく感じている」の回答割合が50.0%と最も高く、次いで「感じている」の回答割合が29.0%となっています。

施策の方向性

家庭、学校、地域、警察等と連携し、青少年が地域の中で健やかに育成できるよう支援します。また、青少年が犯罪や事故に巻き込まれることがないよう環境浄化活動や見守り活動を継続的に実施するとともに、インターネットやSNSに起因する問題への対応など、青少年を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した青少年健全育成活動を推進します。地域における青少年健全育成活動を推進するため、青少年対策地区委員会による、環境浄化・非行防止・育成・啓発活動を実施します。また、子ども緊急避難の家、青少年健全育成協力店ともに広く認知されるよう広報活動を推進し市民の協力を得ながら、青少年の健全育成及び取り巻く環境の浄化に注力します。

青少年の自立支援については、引き続き、青少年の抱える悩みに関する本人又はその親族等からの相談に応じ、関係機関の紹介や助言を行う青少年総合相談事業や、小中学生やその保護者を対象に、子ども自身の心や体、交友関係等に起因する不安や悩みなどについて、スマートフォン等の通信機器を通じて小児科医等と直接相談ができる思春期オンライン相談事業を進めていくことで、若者やその家族が抱える問題が複雑化・深刻化する前に支援につながるよう努めてまいります。また、広報の特集記事への掲載や、市内小中学校を通して児童・生徒に直接チラシを配布するなど、悩み等を抱える青少年が早期に必要な支援につながるよう更なる周知を図ります。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	青少年健全育成事業	青少年対策地区委員会や健全育成協力店等の関連団体と連携し、青少年を取り巻く社会環境の浄化、非行防止などの取組を推進する事業
2	青少年総合相談運営事業	青少年の抱える悩みに関する本人又はその親族等からの相談に応じ、関係機関の紹介や助言を行う相談事業や、小中学生やその保護者を対象に、子ども自身の心や体、交友関係等に起因する不安や悩みなどについて、スマートフォン等の通信機器を通じて気軽に小児科医等と直接相談ができる事業

当事者の意見聴取の方法等

本施策における青少年総合相談では、相談の方法を電話やメール相談だけでなく、必要であると判断した場合は、面接相談も実施するなど、相談や意見を伝えやすい方法で、青少年の意見聴取を行います。

基本目標4 ひとり親家庭への支援

施策 9 ひとり親家庭の自立や就業への支援

現状と課題

本市において、子どもがいる世帯のうちひとり親家庭世帯の割合は約1割となっています。ひとり親になった理由としては、「離婚」の割合が約8割となっています。

ひとり親家庭については、就労している方の割合は高いものの、世帯としての収入の水準は低くなっています。養育費の取り決めをしていないことや、受け取っていないことも多くなっています。

仕事と家庭生活の両立に関する支援を求める回答割合が他の世帯と比較して高くなっています。生活困窮の課題だけでなく養育困難にかかる課題を抱えている割合が高く、生活満足度が他の世帯と比較して低い傾向にあるなど、さまざまな課題を抱えていると考えられます。これらから、子育てに関すること、就労に関すること、離婚や養育費に関することなど、さまざまな面における相談体制の充実が必要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ひとり親家庭自立支援相談事業				
相談員数	6人	6人	5人	6人
延相談件数	2,845件	3,068件	1,882件	1,874件
うち就労等に関する件数	326件	312件	257件	582件
ひとり親家庭自立支援事業				
母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給人数	6人	2人	7人	4人
母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給人数	12人	12人	14人	16人
母子自立支援プログラム策定人数	15人	17人	30人	29人
養育費確保に関する補助金事業		0件	6件	9件

DATA 実態調査結果

P20・21 第2章2-1(4)
「②子育て家庭の生活の状況」に掲載

生活実態調査で、ひとり親世帯において「生活困難層」や「養育困難層」に該当する割合は、いずれも3割以上となっています。

P36 第2章2-2(4)
「①子育てに関する課題」に掲載

ひとり親調査において、「子育てをする中で、どのような支援・対策が有効だと思いますか」と尋ねた設問については、「仕事と家庭生活の両立」の回答割合が最も高くなっています。

P37 第2章2-2(4)
「②経済面・生活面での課題」に掲載

「全体として、あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか」と尋ねた設問については、「5点」の回答割合が最も高くなっています。その他の世帯と比較すると、ひとり親調査においては満足度が低い回答の割合が高い傾向にあります。

施策の方向性

ひとり親家庭それぞれの状況に応じて、ひとり親自立支援員が全体的な相談対応ときめ細やかな支援をするほか、離婚を考えている親の課題整理などでもできるよう相談体制を充実し、各種支援制度の周知徹底を図ります。

就労や転職に係る相談については、就業支援専門員が生活状況や仕事の希望等を伺い、ひとり親家庭の親および子の資格取得や求職活動の支援を行います。

特に離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等の取組を推進していきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	ひとり親家庭自立支援相談事業	ひとり親家庭からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行い、自立を促す事業
2	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭に対して、資格取得の支援や就業支援を行うことで経済的な自立を促すほか、ホームヘルパーを派遣して日常生活の援助を行い、安定した生活が維持できるよう支援する事業
3	養育費確保に関する補助金事業	ひとり親等の生活の安定のため、養育費の取決めに係る公正証書の作成、養育費保証契約の締結等に必要な費用を助成する事業

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、児童扶養手当等のひとり親の手続きで窓口に来庁した際に、相談員が直接、当事者の生活状況や日頃の悩み等、意見聴取を行っていきます。

施策 10 ひとり親家庭の経済的負担の軽減

現状と課題

ひとり親家庭については、就労している方の割合は高いものの、世帯としての収入の水準は低くなっています。本市において、生活困難層に該当するひとり親家庭の割合は3割以上となっています。また、学費等の教育費に関する不安や悩みを抱える割合が高くなっています。

ひとり親家庭の安定した生活のため、各種手当の支給や医療費の助成を行っています。令和6年11月からは、児童扶養手当の所得限度額の緩和や第3子以降の支給額の増額及び医療費助成の所得限度額の緩和を行っています。ただし、依然としてひとり親家庭の経済状況は厳しく、今後も継続して経済的負担の軽減を図る必要があります。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ひとり親家庭対象手当延支給人数				
児童扶養手当延支給人数	全部支給	10,156 人	9,823 人	9,580 人
	一部支給	7,819 人	8,244 人	8,155 人
児童育成手当延支給人数	育成手当	34,463 人	34,292 人	33,357 人
	障害手当	2,612 人	2,536 人	2,278 人
ひとり親家庭等医療費延助成件数	30,605 件	33,510 件	34,140 件	35,172 件

DATA 実態調査結果

P20・21 第2章2-1(4)
「②子育て家庭の生活の状況」に掲載

生活実態調査で、「生活困難層」や「養育困難層」に該当する割合は、ひとり親家庭ではそれぞれ該当する割合が3割以上となっています。(再掲)

P37 第2章2-2(4)
「②経済面・生活面での課題」の文章中に掲載

ひとり親調査において、「家計について次のような不安や悩みごとはありますか」と尋ねた設問については、「学費等の教育費が払えるか」の回答割合が最も高く、次いで「お金がたまらない」の回答割合が高くなっています。

施策の方向性

引き続き、ひとり親家庭に対して各種手当の支給及び医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、必要に応じて適切な支援を受けられるよう関係機関につないでいきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	ひとり親家庭等対象手当支給事業	児童扶養手当及び児童育成手当をひとり親家庭に支給する事業
2	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の医療費を助成する事業

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、現況届の提出など、定期的に対象世帯と直接接する機会をとらえ、その中で当事者の意見聴取を行い、支援が必要な場合は関係機関につないでいきます。

基本目標5 配慮が必要な子どもと家庭への支援

施策 11 児童虐待防止策の推進

現状と課題

本市の総合相談事業における新規相談受理件数は年々増加しており、児童虐待の相談件数も増加傾向にあります。

本市では、令和4年度より児童虐待に関する通告や相談窓口を子ども家庭支援センター「たち」から子育て世代包括支援センター「みらい」に移し、同一の執務場所となった母子保健部門と支援を一体的に行うことで、児童虐待の未然防止に努めています。また、関係機関との連携を充実し、早期発見・早期対応を行うことで虐待の重篤化防止を図っています。

児童虐待の相談件数が増加傾向にあるほか、困ったときに自ら助けを求められない家庭など、潜在化しやすい養育困難家庭が依然として存在しているため、今後も相談窓口や虐待の通告先を周知するとともに、児童虐待防止に関する意識啓発を図り、早期発見・早期対応を行うことが必要です。要保護児童を把握した場合は迅速かつ的確に対応するとともに、その家庭のニーズに合わせたサービス調整などを行い、問題の解決を図っていくことも重要です。また、虐待を受けた子どもに対するケアの充実を図る必要もあります。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
子どもと家庭の総合相談事業				
児童虐待相談件数	401件	487件	389件	503件
養育困難相談件数	985件	1,087件	1,004件	931件
育児支援家庭訪問 世帯数・延回数	82世帯 1,037回	77世帯 889回	84世帯 1,161回	90世帯 1,285回
親支援事業 参加者数	36人	32人	32人	27人
支援対象児童等見守り強化事業 世帯数・延回数(令和3年11月開始)	— —	12世帯 115回	56世帯 1,144回	82世帯 2,184回

DATA 実態調査結果

P38 第2章2-2(5)
「①困難家庭におけるDV・虐待等の課題」に掲載

生活実態調査において、「子どもをたたいてしまったことがある」の回答割合は5割以上となっており、特に「養育困難層」や「養育・生活困難層」においてその割合が高い傾向となっています。

施策の方向性

引き続き、児童虐待に関する認識や知識の普及啓発と併せ、子育て世代包括支援センター「みらい」をはじめとした支援機関の周知を図り、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。

児童虐待の未然防止のため、母子保健部門や医療機関と連携し、妊娠期の支援をさらに充実させるとともに、困ったときに相談しやすい環境を整備し、出産直後から1歳までの児童虐待の重篤化しやすい時期の支援強化に繋がります。また、親支援事業や支援対象児等見守り強化事業、子育て世帯訪問支援事業を推進することで、家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防いでいきます。

通告などで要保護児童を把握した場合は、早急に子どもの安全確認を行うとともに、保護者や子どもと面談し、養育環境の状況確認を行います。また、保護者や子どものニーズに合わせた支援を行うことで、育児に関する不安や負担の軽減を図り、状況の改善や重篤化の防止に努めます。そのためには専門的な知識が必要であることから、虐待対応に関する研修などを実施し、相談業務に携わる職員や関係者のスキルアップを図ります。

虐待を受けた子どもに対するケアについては、関係機関とのネットワークを活用し、充実を図ります。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	要保護児童対策地域協議会運営事業	関係機関において要保護児童に関する情報共有や協力要請、児童虐待防止の体制整備等を行う事業
2	児童虐待防止の普及啓発事業	ポスター掲示、イベント時の普及啓発グッズやチラシ配布など児童虐待防止の普及啓発を行う事業
3	育児支援家庭訪問事業（養育支援訪問事業）（★）	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
4	親支援事業（親子関係形成支援事業）（★）	子どもとの関わり方に不安を持つ保護者を対象に、講義やグループワークを行うほか、保護者同士が悩みや情報を共有できる場を設ける事業
5	支援対象児童等見守り強化事業	家庭に食料や日用品等を届けることにより、子育て世帯の孤立防止及び支援ニーズの高い子どもの見守りを行い、状況把握をし、必要な支援につなげていく事業
6	子育て世帯訪問支援事業（★）	家事・育児に不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、家事・育児支援等を行う事業

（★）…地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、相談や訪問の際に当事者からの意見聴取を行うとともに、講座やグループワーク等でアンケートを実施し、利用者ニーズの把握に努めます。

施策 12 障害児施策との連携

現状と課題

障害児に対して、福祉分野においては、障害児福祉計画(第3期)に基づき、施策を展開しています。子ども・子育て分野においては、子ども発達支援センター「はばたき」や子育て世代包括支援センター「みらい」、子ども家庭支援センター「たち」をはじめ、保育所、幼稚園などの各関係機関において、療育が必要な子どもや障害児の早期把握と適切な支援へつなげており、保育所では、集団保育が可能で心身に障害・発達の遅れのある子どもを健常児と一緒に保育を行う「すくすく保育」を、学童クラブでは加配を要する児童の受け入れをそれぞれ実施しています。

昨今、子どもの発育や発達に悩みや不安を抱える保護者が増加しており、発達支援に対する需要に対応できる体制づくりが課題となっています。本市では、子ども発達支援センター「はばたき」において、発達や学校生活等に不安を抱える子どもや家族等に対し、福祉と教育の連携による一体的で、切れ目のない支援を実施しています。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
子ども発達支援センター「あゆの子」における発達相談件数	2,677件	2,839件	2,993件	2,897件
保育所・学童クラブにおける障害児の受け入れ人数				
保育所 公立	43人	33人	32人	40人
私立	81人	88人	109人	124人
学童クラブ	121人	116人	148人	151人

※ 「あゆの子」は、令和6年3月29日をもって終了し、令和6年4月1日より子ども発達支援センター「はばたき」に発達相談等の業務が移管されました。

DATA 実態調査結果

P24 第2章2-2(1)
「①子育てに関する不安や
悩み」に掲載

就学前(保護者)調査や小学生(保護者)調査で、「子育ての中で、日ごろ悩んでいること、または気になることはどのようなことですか」と尋ねた設問について、「子どもの発育・発達に関すること」の回答割合はいずれも3割以上となっています。

施策の方向性

子ども発達支援センター「はばたき」や子育て世代包括支援センター「みらい」、子ども家庭支援センター「たち」は、保育所、幼稚園、医療機関、障害児通所支援事業所などの子ども・子育てを支援する関係機関と連携を図りながら、障害等の早期把握をするとともに、発達支援が必要な子どもや障害児、その家族に対するきめ細やかな支援を行います。また、保育所、幼稚園、学童クラブを対象に、心理士などによる関係機関巡回相談を実施し、子どもとの関わり方や環境調整に関する支援を行います。

保育所におけるすくすく保育、学童クラブにおける障害児の受入れについては、受け入れ枠を引き続き確保するとともに、受け入れた障害児に対する支援の質の向上や落ち着いて過ごせる環境の確保に努めます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	障害等の早期把握・早期対応	子ども発達支援センター「はばたき」や子育て世代包括支援センター「みらい」等が、子ども・子育てを支援する関係機関と連携を図りながら、保護者への相談支援や適切な支援へのつなぎなど、発達支援が必要な子どもや障害児の早期把握・早期対応を図る事業
2	保育所及び学童クラブにおける障害児の受入れ	保育所及び学童クラブにおいて障害児の受入れを行う事業

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、当事者との個別の相談の中で支援ニーズを把握していきます。

施策 13 多様な子どもへの支援

現状と課題

貧困や虐待、障害に関する課題のほか、関連する課題として、ヤングケアラー、医療的ケア児、外国にルーツがあるなどの観点からの支援を必要とする子どもがいます。

こども基本法では、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとき、差別的取扱いを受けることがないようにすること」や、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとき、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること」が基本理念のひとつとして掲げられています。

多様な状況にある子どもからの意見聴取等を行い、これらの子どもへの支援を推進することが重要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
継続的に支援しているヤングケアラー数	12 人	16 人	21 人	24 人
医療的ケア児の受入れ人数				
保育所	—	—	—	3人
学童クラブ	—	—	—	1人
外国につながる児童・生徒の居場所事業				
開催回数	14回	37回	29回	142回
延参加人数	69人	150人	59人	395人

※継続的に支援しているヤングケアラー数は、各年度末時点の人数です。

※医療的ケア児の受入れについては、令和5年度より開始しました。

DATA 実態調査結果

P23 第2章2-1(4)
「⑤ヤングケアラーに関する状況」に掲載

小学5年生から高校3年生相当の子どもを対象に実施した「府中市ヤングケアラー実態調査」で、「ヤングケアラーと思われる子ども」は5.4%、その中で家族の世話により「何らかの影響が出ており、支援を急がれる子ども」は1.7%と推定されています。

P42 第2章2-2
(7)「ヒヤリング調査により把握された現状や課題」の①と②に掲載

ヒヤリング調査において、外国籍・外国にルーツがある保護者には、言葉の問題や文化の違いにより課題を抱えることが多くなっています。またその子どもに関しても、言語取得・学習面の課題を抱えることが多くなっています。

施策の方向性

ヤングケアラーに関しては、子ども自身がヤングケアラーであると自覚していないケースが多いほか、家庭内のことで周りの大人が気づきにくいなどの特徴があります。ヤングケアラーに関する周知啓発を充実し、子ども自身の自覚を促すとともに、子どもに関わる大人や関係機関はヤングケアラーである子どもに気づき、子どもの気持ちに配慮しながら支援につないでいくことが重要です。子ども自身が相談しやすいように SNS の活用やヤングケアラー同士が集えるサロンなどを提供していきます。また、子育て世帯訪問支援事業の活用を促進するとともに、介護保険や障害者福祉の関係機関と連携した支援を実施していきます。

医療的ケア児については、公立保育所・私立保育園において看護師等を加配し、個別対応を行う等、きめ細やかな支援に努めます。また、学童クラブにおいては、医療的ケア児のために看護師を配置し、放課後児童支援員と看護師間で連携を図り、育成に努めます。

外国にルーツがある世帯に対しては、ホームページや子育てアプリ等においては一部の言語に対して多言語対応を行っておりますが、国籍も多様になっていることから、文化的背景や生活習慣の違いを考慮しつつ、翻訳機の活用等を通して、丁寧な説明を心がけ、きめ細やかなコミュニケーションを図っていきます。また、多文化共生センターDIVEでは、外国人相談や外国につながる児童・生徒の居場所事業を実施しており、関係機関と連携した支援を実施していきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラーの実態を把握するとともに、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、相談支援や普及啓発、ネットワーク会議等を実施し、支援体制を充実していく事業
2	医療的ケア児に対する対応	保育所及び学童クラブにおいて、医療的ケア児の受け入れを行い、看護師等が医療的ケア児の状況に応じた支援を行うことで、安全に配慮した育成環境の提供を行う事業
3	外国につながる児童・生徒の居場所事業	外国につながる児童・生徒を対象に、東京外国語大学の学生ボランティア及び市民ボランティアとの協働により、放課後の時間帯に学習支援やレクリエーション活動を行う事業

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、ヤングケアラーの対応では、定期的の実態調査を実施するとともに、相談や訪問の機会を通じ、当事者からの意見聴取に努めます。

また、医療的ケア児の対応では、保育所及び学童クラブで担当の看護師を配置し、個別対応を行うことで、丁寧な意見聴取に努めます。

基本目標6 子育て家庭の経済的負担等の軽減

施策 14 子育てに関わる経済的負担の軽減

現状と課題

本市では、子育てに係る様々な費用負担の軽減を図るため、子どもがいる家庭を対象に児童手当を支給しています。令和6年10月からは所得に関わらず、高校生年代（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）を対象に支給を行っており、また、第3子以降は支給額を増額しています。支給の頻度も、従来年3回であったものを年6回に変更しました。このほか、医療費については、令和5年度より対象を拡大し、所得に関係なく高校生年代（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の子どもを対象に助成を行っています。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園を利用する満3歳から小学校就学前までの子どもや保育施設等を利用する3～5歳児クラスの子どもの市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもの保育料等が無償となりました。そして、令和5年10月からは、課税世帯の0～2歳児クラスの子どものうち、第2子以降の児童を対象に保育料が無償となり、これに伴い、認可外保育施設を利用する保護者に対する補助金のうち、多子世帯負担軽減のため、第2子の補助額を増額しています。また、令和5年度から、満3歳児受入れの私立幼稚園の利用者で、満3歳児と同様に保育されている2歳児に対して「保育料補助金」の支給も開始しました。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童手当支給延人数	376,469人	372,382人	344,641人	324,273人
医療費助成延件数				
乳幼児医療費助成件数	199,408人	229,386人	229,653人	256,729人
義務教育就業児医療費助成件数	224,382人	253,303人	269,146人	317,902人
高校生等医療費助成件数				60,979人
認可外保育施設入所児童保護者補助金延支給人数	7,789人	8,329人	8,728人	9,242人
私立幼稚園等保育料補助金支給延人数	40,373人	37,760人	32,838人	28,832人

DATA 実態調査結果

P25・26

第2章2-2(1)「②子育てに関する情報入手に関するニーズ」に掲載

「子育て情報として欲しいものはどのようなものですか」と尋ねた設問について、「各種助成や手当などに関する情報」の回答割合は就学前（保護者）調査では「子どもと一緒に参加できるイベント情報」に次いで高く、小学生（保護者）調査では最も高くなっています。

施策の方向性

子育て中の家庭に対し、引き続き児童手当の支給及び子ども医療費の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。

また、幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行うとともに、認可外保育施設利用者や私立幼稚園利用者に対する補助を引き続き行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図ります。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	児童手当支給事業	児童手当を高校生世代（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の児童がいる家庭を対象として支給する事業
2	子ども医療費助成事業	高校生年代（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の子どもを対象に、医療費の助成を行う事業
3	認可外保育施設入所児童に関する補助事業	認証保育所等の認可外保育施設を利用する児童の保護者に対して、保育料を助成することにより、保護者の負担の軽減を図る事業
4	私立幼稚園等就園児に関する補助事業	私立幼稚園等に入園及び在籍する幼児の保護者に対して、保育料及び入園料等を助成することにより、保護者の負担の軽減を行い、幼児教育の振興と充実を図る事業
5	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具等教育・保育に必要な物品の購入、行事への参加に要する費用等及び子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に保護者が支払うべき食事の提供にかかる費用（副食材料費）を助成する事業

当事者の意見聴取の方法等

各事業の手続きの中で、経済的な悩みを抱えている状況を聞き取った際は、関連部署や関連機関につなげるよう努めます。

施策 15 学びを確保するための経済的支援

現状と課題

市民意向調査で、子ども・若者自身が府中市に必要と考える取組に関する回答として、「お金の心配をせずに学べるように支援する」の回答割合が最も高くなっています。

本市では、経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助しています。また、高等学校・大学等へ進学する生徒や学生に対しては、奨学金の給付や貸付を行っています。近年、高校や大学の無償化など、国や東京都による経済的負担の軽減策が拡充されており、本市の奨学金の利用者数は減少傾向にあります。

今後も、国や都の動向を注視し、適切な支援を行うことが必要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
就学援助				
就学援助費認定者数 (小学校)	1,093 人	1,045 人	1,035 人	1,000 人
就学援助費認定者数 (中学校)	679 人	626 人	594 人	603 人
奨学金の給付・貸付				
高校生等への給付奨学金の給付人数	156 人	163 人	159 人	149 人
大学生等への貸付奨学金の貸付人数	52 人	42 人	40 人	27 人
母子・父子福祉資金の貸付	168 件	124 人	112 件	69 件
受験生チャレンジ支援貸付事業				
相談件数	899 件	914 件	962 件	1,041 件
決定件数	238 件	233 件	241 件	286 件

DATA 実態調査結果

P34 第2章2-2
(3)「④子ども・若者のために必要な取組」に掲載

子ども・若者調査で、「これから若者のために、府中市に必要な取組は何だと思いますか」と尋ねた設問については、「お金の心配をせずに学べる（進学・塾に行くこと）ように支援する」の回答割合が最も高くなっています。また、5年前の調査結果と比較すると、この回答割合は今回の調査結果のほうが20ポイント以上高くなっています。

施策の方向性

就学援助に関しては、引き続き、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費、入学準備金などの必要な援助を行っていきます。

高等学校・大学等へ進学する生徒や学生に対する奨学金の給付や貸付については、拡充傾向にある国や都の経済的負担の軽減策の動向を注視しながら、あり方について検討していきます。

母子・父子福祉資金の貸付については、事前相談において、国の高等教育の就学支援新制度の併用など、各家庭の状況に応じた貸付を行っていきます。

また、市では引き続き子ども・若者が経済的な不安を抱えることなく学業に専念できる環境の整備を推進していきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	就学援助	経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費などを援助する事業
2	奨学金の給付・貸付け	高校、高専、専修学校、短大、大学へ進学しようとする方、またはその保護者や在学中の方を対象とした奨学金制度の事業
3	母子・父子福祉資金の貸付	ひとり親の子どもたちの進学と自立を支援するため高校・大学等への入学や就学に必要な資金を無利子で貸し付ける事業
4	受験生チャレンジ支援貸付事業	東京都が実施主体で、中学3年生・高校3年生（またはこれに準じる方）の養育者で一定所得以下の世帯を対象に、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用を無利子で貸し付ける事業

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、相談窓口を有する関係機関からつながることが多いため、これらの関係機関とも連携しながら、当事者の意見を聴取し、適切な支援につなげるように努めます。

施策 16 多機関等の連携による支援

現状と課題

近年の相談は、経済的な問題に加え、心身の障害や家庭環境、成育歴など複数の課題が絡み合っており、1つの支援機関だけでは解決が困難な状況となっています。

保護者や子どもに対する支援を推進していくに当たって、生活困窮の課題に対しては生活保護制度もありますが、このような世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、地域の中で孤立しているケースなどを確実に支援につなげる必要があります。

地域全体で親子に寄り添える環境整備を進めるとともに、既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行うことで、支援機関の連携体制や、地域における協力体制の充実に図っていくことが重要です。

DATA 主な実績

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
福祉総合相談(生活困窮者自立支援事業)				
自立相談支援事業 相談件数 (うち新規)	3,283 件 (1,243 件)	2,078 件 (670 件)	2,710 件 (527 件)	2,178 件 (481 件)
子どもの学習・生活支援事業 登録者数	68人	60人	46人	56人

DATA 実態調査結果

P42 第2章2-2
(7)「①ヒアリングを実施
した機関・団体等がかか
わりを持つ保護者にみら
れる課題等」に掲載

ヒアリング調査において、保護者(家庭)における課題は単一の内容でなく、複数の内容が重なっていることがあることが指摘されています。また、近年課題がより多様化しているという指摘もありました。

養育困難の背景には、保護者が精神疾患や発達障害等の課題を抱えていることもあります。

施策の方向性

地域と行政が一体となって子育て家庭や子ども・若者を支援するため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自治会、わがまち支えあい協議会などとの連携を図りながら、地域のネットワークづくりを推進します。

また、複合的な課題を抱えた家庭もあることから、関係部署、関係機関の連携により、暮らしに関する様々な相談に対して適切な制度やサービスにつないでいきます。

さらに、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワーク内で対応し、複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業につなぐ包括的な総合相談窓口（包括的相談支援事業）を検討していきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要
1	生活困窮者自立支援事業	〔自立相談支援事業〕 生活に困窮する市民に対し、課題の共有、支援プランの作成、就労支援、各種制度の利用支援、関係機関への同行支援などを行い、課題の解決に向けた支援を行う事業 〔子どもの学習・生活支援事業〕 生活保護世帯及び就学援助利用世帯の中学生の学習力向上のため学習支援を行うとともに、親の日常生活支援や教育情報の提供を行う子ども支援員を配置し、家庭支援を行うことにより、子どもの健全育成を促し、貧困の連鎖を解消するための支援を行う事業
2	地域福祉コーディネーター事業	制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人ひとりの困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行う役割を担う、身近な福祉の相談窓口

当事者の意見聴取の方法等

本施策に関しては、当事者との個別の相談の中で支援ニーズを把握していきます。